第一

民事 関 係手続等にお ける情報通 信技術 の活 用等 の推 進 を図 るため $\stackrel{\frown}{\mathcal{O}}$ 関係法律 - の整備 に関する法律

案要綱

一 民事執行法の一部改正 (第一条関係)

電 磁 的 事 件 記 録 \mathcal{O} 閲覧等 及 び 事 件 に 関す Ź 事 項 \mathcal{O} 証 明

1 執 行 裁 判 所 \mathcal{O} 行 う民 事 執 行 に 0 1 て、 利 害関 係 を有する者 は、 裁判 所 書記官に対 Ļ 最 高 裁 判 所 規則

で定めるところによ り、 電 磁 的 事 件 記 録 0) 閲覧若 しくは複写 文は その・ 内 容の全部若しく は 部 を 証 明 L

た書 面 の交付若しくは電 磁 的記 録 \mathcal{O} 提供 の請求をすることができるものとすること。 (第十七条 の 二 関

係)

2 執行 裁判所の行う民事執行について、 利害関係を有する者は、 裁判所書記官に対し、 最高 E裁判1 所規則

で定めるところにより、 事件に関する事 項を証明した書面 の交付又は電磁的記録 めの提供 の請求をするこ

とができるものとすること。(第十七条の三関係)

一 記録事項証明書の提出等の省略

民 事 執 行 \mathcal{O} 手 続 に お 7 7 民 事 執 行 法 (昭 和 五十四月 年 法 は律第四1 号) の規定に基づき裁判所、 裁 判 所書記官

又は執行 行 官に 裁判等に係る記 鼠録事で 項 (証明書) を提出 Ļ 又は提 示すべき者は、 その提出又は提示に代えて、

最 判 高 所 裁 規 判 則 所規 で定 則 8) るも で定めるところにより、 \mathcal{O} を提 供することができるも 当該 裁判等に係る事件を特定するために必要な情報として最 のとすること。 この場合に お 7 て、 当該 者 は 当 該 高 記録 裁

三 裁 判 所 に対、 す る電子 情 報 処 理 組 織 に よる 申 立 て

事

項

証

明

書 を

提

出

又は

提

示

L

たものとみ

なすも

のとすること。

(第十八条

の二関

係

裁 所に 対 する電 · 情 報 処 理 組 織 による申

1

判

子

<u>\f}</u> 7

n 書 民事 面等をもってするものとされているものであって、 執行 \mathcal{O} 手 ,続に お ける申立て等のうち、 当該申 立て等に関する民事 裁判所に対してするもの 執行 法その (当該裁 他 0 法 判 令 0 所 \mathcal{O} 規定によ 裁 判 長

に 受命 カン か わらず、 裁判官 受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。)につい 最高裁判 所規則で定めるところにより、 電子情報処理 組 織を使用して当該 ては、 当該 書 法令 一面等に 0 規定 · 記載

2 すべ 裁 き事 判 所に 項をファイ 対 する電 子情 ルに 報 記録する方法により行うことができるものとすること。 処 理 組 織 による申立て等 \bigcirc 特 例 (第十九条の二関係

次 0 各号、 に掲 げ る者は、 それぞれ当該各号に定め る事 件 に 0 いて、 裁 判 所 に対す る申立て等 (当該

裁

判 所 \mathcal{O} 裁判長、 受命裁判官、 受託 裁判官又は裁判 所 書記官に対するものを含む。 3 お ** \ て同じ。) を

が するときは、 できる申立て等につい 1の方法により、 て、 口頭でするときは、 これを行わなければならない この 限りでないものとすること。 ものとすること。 ただし、 (第十 口頭ですること 九 条 が 三 関係

(--)代 理人のうち委任を受けたも 0 (民事執行法第十三条第 項 文は 民 事 訴 訟法 (平成 八 年 -法律: 第 百九

号) 第五· + 匝 条第 一項ただし書 \mathcal{O} 許 可を得て代 理人となったものを除 当該 委任を受け た 事 件

(___) 玉 の利害に関 係 のある訴訟に ついての 法務大臣 \mathcal{O} 権限等に関する法律 (昭和二十二年法 律第 百 九 +

若 四号) 第二条、 しくは第五項又は第七条第三項の規定 第五条第一項、第六条第二項、 (これらの規定を同法第九条において準用する場合を含む。 第六条の二第四項若しくは第五項、 第六条の三第四 項

) による指定を受けた者 当該指定の対象となった事件

 (\equiv) 地方自然 治 法 (昭 和二十二年法律第六十七号) 第百五十三条第一項の規定による委任を受けた職員

当該委任を受けた事件

書面等による申立て等

3

民 事 執行 の手続におい て、 裁判所に対する申立て等が書面等により行われたとき(2の規定に違反し

て行 Ļ に お け われたときを除く。)は、 該 る当該各号に定め 事 項 をファ 1 ル に記 る事項を除く。) 録することにつき困 裁判所書記官は、 をファ 当該 難 1 ル な事情があるときは、 に記 書面等に記載された事項 録 しなけ れ ば ならな この 限 7 (次の各号に掲げる場合 いりで、 ものとすること。 ない ものとするこ ただ

と。(第十九条の四関係)

当該 申立て等に係る書 面等について、 当該申立て等とともに秘密 保 護 のた 8 0) 閲覧等 0 制 限 \mathcal{O} 申 立

7 に限る。)がされた場合において、 (事件記 録中に当事者が保有する営業秘密が記載され、 当該書面等に記載された営業秘密がその手続の追行 又は記録されていることを理由とするもの \mathcal{O} 目的 以 外の

目的 で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、 当該営業秘密に基づく当事者 の事業活

動に支障を生ずるおそれがあり、 これを防止するため裁判所が 特に必要があると認めるとき (当該 閲

覧等 O制 限 の申立てが却下されたとき又は当該閲覧等の 制 限 の申立てに係る決定を取 り消す裁 判が 確

定したときを除く。) 当該書面等に記載された営業秘密

(___) 住所、 氏 名等 の秘匿 0 申立てに際して書面等により住所等又は氏名等の届 出があった場合 当該書

面等に記載された事項

 (Ξ) 7 \mathcal{O} が 当 制 却下 該 限 申立て等に係る書 \mathcal{O} さ 申 ħ $\frac{1}{\sqrt{2}}$ 7 たとき又 が され た場 は 当該 面等について、 合 閲 に 覧 お 等 1 て、 \mathcal{O} 制 裁 当該申立て等とともに秘匿 限 判 \mathcal{O} 申立 所 が 7 必 要が に · 係 あ る決定 ると認めるとき を取 り 決 消す 定が 裁 あ **(当** 判 0 が 該 た場合に 確定 閲 覧等 L たときを除 お \mathcal{O} け 制 Ź 限 閲 \mathcal{O} 覧等 申 <u>\f}</u>

当 該 書 面 等 に 記 載 3 れ た 秘 匿 事 項 記 載 部 分

4 書 面 等に 記 録 さ れ た 事 項 \mathcal{O} ファ 1 ル ^ \mathcal{O} 記 録 筡

裁

判

所書

記

官は、

3に規定す

る申立て等

に係る書

面

等

 \mathcal{O}

ほ

か、

民事

執

行

の手

続に

お

7

7

民

事

執行法そ

 \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 法令 \mathcal{O} 規定に基づき裁判 所に提出された書 面等又は 電 磁 的 記録 を記録 L た記録は 媒体 に 記 載され

に記 又は 記 録 録され しなければならない てい 、る事項 (次の各号に掲げる場合における当該各号に定める事 ものとすること。 ただし、 当該. 事項をファイルに記 録することにつき困 項を除く。) をファイル 難 な

(--)該 書 面 第又は 当該 記 録媒体について、 これらの 提出とともに秘 密 保護 \mathcal{O} た 8 \mathcal{O} 閲覧等 \mathcal{O} 制 限 \mathcal{O} 申

事

情

が

あるときは、

この

限

りでない

ものとすること。

(第十九条の

五.

関

係

立て のに限る。 事 件 記 がされた場合に 録 中 · に 当· 事 者 が保 お い 有する営業秘密 て、 当該 書 面等若しくは当該 が 記載され、 又は記録 記録媒 録 され 体に記載され、 てい ることを理 若しくは記 由 とするも 録さ

消 判 ょ れた営業 所 り、 す 裁 が 当 特 判 該 が 秘 に 営業 密が 確 必 定 要 その手 が L 秘 あ 密 たときを除く。 に ると認 続 基づく当 の追 め るとき 行 事 \mathcal{O} 者 目的 \mathcal{O} **当** 当 事 以 外の 該 業活 該 申 書 立 目 面 動 てが 等 的 に 支障、 又 で使用され、 却 は当 下 を生ずるおそれ され 該 記 たとき又 録 又は 媒 体 に 当 へは当ま 記 が 該営業秘 あ 載さ 該 り、 れ、 申 これ 立てに係 密が開 又 は を防 記 示されることに 止 録 る ぶされ 決定 するた た営業 を め 裁 り

(__) が 住 あ 0 所、 た場合 氏 名等 当 該 の秘匿 記 録媒体 0 申立てに際して当該記録媒体を提出する方法により住所等又は氏名等 に 記録された事 項 \bigcirc

秘

密

(三) 等 録 たとき又は当該申立 媒 0) 体 制 該 に 限 書 記 \mathcal{O} 面 載され、 申立てがされた場合において、 等又は当該 又 てに係る決定を取 は 記 記 録媒体について、 録され た秘 匿 ŋ 消す 事 これらの提出とともに秘匿決定があった場合にお 裁判 項 裁 記 判が 載 所が 部 2必要が 分 確定したときを除く。) あると認めるとき (当該申立てが 当該 書 面 等又は当該 却 け う閲覧 され 記

(四) あると認めるとき 送 達をすべき場 所等 (当該 \mathcal{O} 調 決定を取 査 嘱 託 いり消 に係 す る 裁判 閲 覧 が 等 確定 \mathcal{O} 制 限 したときを除く。 \mathcal{O} 決定が あ 0 た場合に 当該決定に係 お į١ て、 裁 判 る書面等及び 所 が 必 要が

届出

電 磁 的 記 録 を記録 した記 録媒体に記載され、 又は 記 記録され、 た事 項

四 執行官に対する申立て等

 \equiv 規 定 は 執 行 官 に . 対 する申 立て等及び民事 執 行 \mathcal{O} 手続 に お 1 て 民 事 執 行 法 そ <u>,</u> 他 \mathcal{O} 法 令 \mathcal{O} 規 定に ...

づ き執 行 官に 提 出さ、 れ た書 面 等 又 は 電 磁的 記 録を記 録 L た記 録媒体 に つ 1 て準 用 するも のとすること。

第十九条の六関係)

五 民事訴訟法の準用

特 別 \mathcal{O} 定め が ある場合を除き、 民事 執行 の手続に関しては、 その性質に反しない限り、 民事訴訟法第

編 カ 5 第四 編 ま での 規定を準用するものとすること。 (第二十条関係

六 強制執行の実施

強 制 執 行 は、 執行文の付された債務名義 の正本 (債務名義に係る電 磁 的記録 が ファイ ルに 記 録され たも

 \mathcal{O} である場合に あっ て は 記 録 事 項 証 明 書、 債 務 名 義 が 電 磁的 記 録 をもって 作成された執 行 証 書 「であ る場合

に あっ て は 公 証 人法 (明 治 四 一 一 年 法 律第 五. 十三号) 第四十四 [条第一 項第二号の書面又は 同 項第三号の電

磁 的 記 録) に基 づい て実施するものとすること。 (第二十五条関係

七 執行文の付与

執 行 文の 付 与 は、 次の各号に掲げる区分に応じ、 それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする

こと。(第二十六条第二項関係

1 債 務 名義 に係 r る電 磁 的 記 録 が ファイ ルに 記録さ れ たも ので ある場合に における 執 行 文の 付 与 債 権 者が

債務者に対 Ĺ その 債務名義により 強制執行 行をすることができる旨を当該電磁的記録 に併 せて記 録する方

法

2 債務名義が電磁的記録をもって作成された執行証書である場合における執行文の付与 債権者が債務

に、 者に対しその債務名義により強制執行をすることができる旨を当該電磁的記録に併せて記録するととも その旨を当該債務名義に係る公証人法第四十四条第一項第二号の書面 の末尾に付記し、 又はその旨

を当該債務名義に係る同 項第三号の電磁的記録に併せて記録する方法

3 1 及び2に掲げる場合以外の場合における執 行 文の 付 与 債 権 者が債務者に対しその債務名義により

強制 執行をすることができる旨を債務名義 \mathcal{O} 正本の末尾に付記する方法

八 債務名義等の送達

義 ることが 発若し、 強制 執 行 Š 執行 文 \mathcal{O} できるものとすること。 は 謄 裁 は、 判 本 文は に 債務名義若しくは 係 執 る 電 行文に係る 磁 的 記 録 民事 電 が、 確定によ 磁 的 執 あ 5 記 行 録 法 カュ り債務名義となるべき裁判 第二十. じ 及び め、 同 七 又は 条 \mathcal{O} 条 規定により \mathcal{O} 同 規 時 に、 定により 債 務者 債 執 権 の正 者 行 に .送達. 本若、 文が が 提 され 出 付 しくは謄 与され L た文 たときに 書 本 た場 文 \mathcal{O} 一合に 謄 限 はその債務名 り、 本 又 お 開 は 1 電 て 始 は 磁 す

ば 的 記 ならないものとすること。 録 に 記録され 7 ** \ る事 項 の全部 (第二十九条関係) を記り 録 L た電 磁 的 記録 ŧ, あら かじ め、 又は 同 時に、 送達され

な

げれ

九 強制執行の停止

に 強 することができるものとすること。 より、 制 民 事 執 行 執行法第三十九条第一項第三号に掲げる文書 の停止 同 号 0) 事 の申立てをしようとする者は、 由 が 生じ た事件を特定するために必要な情報として最高 この場合におい 当該文書の提出に代えて、 て、 (記録事項証明書を除く。) 当該者は、 当該文書を提出したものとみなすもの 最高裁 裁判 所 を提出すべき場合には、 規 判所規則で定めるところ 則で定め るもの を提供

十 執行費用の負担

とすること。

(第三十九条第四項関係)

債務 者 が 負担 すべ き執 行 ·費用 及び 債権者 が 返 還 すべき金銭 \mathcal{O} 額を定める申立て は、 次の各号に掲 げる額

 \mathcal{O} 区分に 応じ、 それぞれ当該各号に 定 80 る 日 カン 5 $\dot{+}$ 年 以 内 に L な け れ ば な らな 1 ŧ Ō とすること。 (第四

十二条第 五 項 関 係

1 民 事 執 行 法 第四 十二条第 項 \mathcal{O} 規定に、 ょ り 債 務者 が 負 担 すべ き執 行 費 用 \mathcal{O} 額 強 制 執 行 \mathcal{O} 手 続 \mathcal{O} 終了

 \mathcal{O} H

2 民 事 執行 法第四 十二条第三項 の規定により債権 者が 返還すべき金銭 0) 額 同 項に 規定す ^る裁判| 又は 判

決が 確 定 L た H

+ 差押 えの 登 記 \mathcal{O} 嘱 託 等

登記 官は、 嘱 託 にこ 基づい て差押えの登記をしたときは、 その旨及び最高裁判所規則で定める事項を執行

裁 判 所 に 通 知 L なけ れば、 ならない ものとすること。 (第 四 十八条第二項関 係

電 子 物 件 明 細 書

1

産

不

動

産

る権

取

の表 裁 判 示、 所書 記 官 上は、 に係 不 動 産 利の \mathcal{O} 売却 得及び仮処分の をする に は、 最 執行で売却によりその効力を失わな 高 裁 判 所 規 則で定めるところにより、 あ 5 か じ び め 売却 不 動

1 ŧ

 \mathcal{O}

並

に

により設定されたものとみなされる地上 権 \mathcal{O} 概要を記録 L た電子物件明細書を作 成 しなけ ればならない

ものとすること。(第六十二条第一項関係)

2 裁 判 所書 記 官は、 電子 物 件 明 細 書 を裁 判 所に設置 L た電子計算機 にお いて閲覧に供する措置等 を講じ

なければならないものとすること。(第六十二条第二項関係)

十三 売却の方法、売却決定等

1 裁判 所書 記 官は、 入札 又 八は競 り売り の方法により売却をするときは、 売却を実施させる旨の処分と同

時に、 不動 産 の売却不許可 事 由に ついて意見を陳述すべき期間及び売却 の許 可又は不許可 の決定をする

日 を指定しなければならないものとすること。 (第六十四条第四 **|項関**| 係

2 執行 裁判所は、 電子 決定書を作成して、 売却 の許可又は 不許可の決定をしなければならないものとす

ること。(第六十九条関係)

3 不 動 産 0) 売 却 0) 許 可 文は 不許 可 に関 L 利 ·害関) 係を有する者は、 売却不許可事 ・由で自己 己の 権 利 に 影 響の

あ るも 0 に つい て、 意見を陳述することができるものとすること。 意見 元の陳述 は、 指定された期間 内に

、書面でしなければならないものとすること。(第七十条関係)

4 売却 \mathcal{O} 許 미 又は不許 可 \mathcal{O} 決定 に対する執行抗告について は、 売却 \mathcal{O} 許可又 は 不 · 許 可 'の 決· 定の 日 か 5

週 間 \mathcal{O} 不 変 期 間 内 12 L な け れ ば な 5 な 1 ₽ のとすること。 (第七 十 四 条 第四 項 関 係

十四 売却代金の配当等の実施

執 行 裁 判 所 は 電 子 配 当 表 に基 づ 1 て 配当を実施 し、 又は 電 子交付記 計 算書を作 成して、 債権者に 弁済金

を交付 剰 余 金 を債 務者に交付するものとすること。 (第 八十 匝 条関 係

十五 電子配当表の作成

執 行 裁 判 所 が 民 事 執 行法第八十七条第一項各号に掲げる各債権者について、 その債権 の元本及び利息そ

 \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 附 帯 \mathcal{O} 債 権 \mathcal{O} 額等を定めたときは、 裁 判所書記 官は、 最高裁判 所規 則で定めるところにより、 売却

代 金の 額 及び当該 執行裁判 所の定 8) の内容等を記録 した電子配当表を作成しなければならない ものとする

こと。(第八十五条関係)

十六 異議申出期間の指定及び配当期日

1 執 行 裁 判 所 は +五 に 規 定す る 事 項を定め たときは、 民 事 **執** 行 法第 八 十九条第 項 \bigcirc 規定によ る異議

 \mathcal{O} 申 出 [をすべ き期間 (以 下 異 議 申 -出期 間」 という。) を指定し、 当 該 指定 \mathcal{O} 裁 判及び電 子 配当表を同

法第八十五条第一 項に規定する債権者及び債務者に送付しなければならないものとすること。 (第八十

五. 条 0) 二関 係

2 執 行 裁 判 所は 必要が あると認めるときは、 民事 執行法第八十九条第 一項の規定による異 議 0) 申 出 を

すべ き 期 日 (以 下 「配当 期日」という。) を指定することができるものとすること。 この 場合に は 異

電子配当表の作成は当該配当期日に

おいてしなけ

れば

ならないものとすること。 (第八十五条の三関 係

議

申

出

期間

を指定することを要しないものとし、

十七 音声の送受信による通話の方法による配当期 H

執 行 裁判所は、 相当と認めるときは、 最高裁判所規則で定めるところにより、 執行裁判所並びに民事執

行 法第八十五条第一項に規定する債権者及び債務者が音声の送受信により同時に通話をすることができる

方法によって、 配当期 自に おける手続を行うことができるものとすること。その配当期 月に出 頭しないで

その手 続 に関 与 した者は、 その 配当期日に出頭したものとみなすものとすること。 (第八十六条関係

十八 配当異 議 \mathcal{O} 申 出

配当異 議 \mathcal{O} 申 出 は、 異議 申 出期間 内に、 書面でしなければならないものとすること。 ただし、 配当期日

が 指定され 、 た場: 合には、 当 該 配 当 期 月に お 7 て書 面 又は 頭 でしなけ れ ば ならない ものとすること。 第

八十九条第三項関係)

十九 権利確定等に伴う配当等の実施

1 民 事 執 行 法 第 九 + 条 第 項 各 号 \mathcal{O} 事 由 が あることによ り 配 当 等 \mathcal{O} 額 に 相 当する 金 銭 \mathcal{O} 供 託 が され た

場 合 に お け る 当 該 供 託 に 係 る債 権 者 (同 項 第六 、号に 掲 げ る 事 由 に ょ る 供 託 が さ れ た場 合に あ 0 て は 当

該 供 託 に · 係 る 仮差押債 権 者 又 は 執 行 を停 止 され た差押 , 債 権 者。 以 下十 九 に お 1 て同じ。 は、 そ 0) 供 託

 \mathcal{O} 事 由 が 消 滅 L たときは、 直ち に、 その旨 を執行裁判 所に届 け 畄 なけ ればならない ものとすること。

第九十二条第三項関係)

2 執 行 裁 判 所 は、 民 事 執 行法第九十一条第一 項各号の 事 由 が あることにより配当等 の額 に 相当する金銭

 \mathcal{O} 供 託 が 、され た場合にお いて、 その 供 託 が され た日 <u>こ</u>の 2 0 規定によりそ \mathcal{O} 供 託 に係 る 供 託 \mathcal{O} 事 由 が

消 滅 L てい な 7 目 \mathcal{O} 届 出 をした場合にあ 0 ては、 最後に **当** 該 届 出をし た 日) か 5 1 \mathcal{O} 規 定 に よる 届 出 が

されることなく二年を経 過 L たときは、 当 該 供 託 に 係 る債 権 者 に 対 Ļ その 供 託 に 係 る供 託 \mathcal{O} 事 由 が 消

滅しているときは 1 規 定に ょ る届出を Ĺ 又は そ $\overline{\mathcal{O}}$ 供 託 に 係 る供 託 \mathcal{O} 事 由 が 消 滅 L 7 7 な 1 ときはそ

 \mathcal{O} 旨 の届出をすべき旨を催告しなけ ればならないものとすること。 (第九十二条第四 項 舅 係

3 ょ る 2 届 \mathcal{O} 規 出 定 又 は に 2 よる催告を受けた当該 0) 規定に、 よる供 託 \mathcal{O} 事 供 託 由 が に 係る債 消 滅 L 権者が て 1 が、 な 1 冒 催告を受けた \mathcal{O} 届 出 を L な 日 ļ, か ら二週 ときは 間 執 以 内 行 12 裁 判 1 所 \mathcal{O} 規定に は 当

当等を実施する旨の決定をすることができるものとすること。 (第九十二条第五 一項か ら第七 項 ま で 関係

_

該供

託

に係

る

債

権

者

を除

外

て

民

事

執

行

法

第九十二条第

項

反

Ű

第二

項

 \mathcal{O}

規定

に

より

供

託

金

に

0

1

7

配

一十 不動産担保権の実行の開始

不動 産 担保権 の実行は、 1 Ø 申 立て又は2の文書若しくは電磁的記録の提出があったときに限り、 開始

するものとすること。(第百八十一条第一項関係)

- 1 担 保 権 \mathcal{O} 登記 (仮登記を除く。) がされ、 た不動 (産についての不動産担保権 の実行の申立て
- 2 次に掲げるいずれかの文書又は電磁的記録
- (--)条 担 の審判又はこれらと同 保 権 \mathcal{O} 存在 を 証 す る 確定判 の効力を有するものの謄本又は 決若 L Š 、は家事 事 件手 続法 記 (平成二十三年法律第五十二号) 録事 項 証 明 書 第七十五

(__) 担保 権 \mathcal{O} 存 在を証が する公証 人が 作 成 L た公証・ 人法第四十三条第一 項 第 一 号の 公 正 証 書 \mathcal{O} 謄 本、 同 項

第二 号の 書 面 <u>(</u>公 正 証 書 に 記 録 され 7 1 る事 項 \mathcal{O} 全部, を 出 . 力 し た t \mathcal{O} に限 る。 又 は 同 項 第三号 Ď 電

磁 的 記 録 公正 証 書 に 記 録 され て 1 る 事 項 \mathcal{O} 全 部 を 記 録 た ŧ \mathcal{O} に 限 る。

(三) 般 \mathcal{O} 先 取 特 権 に あ 0 て は、 その 存 在 を証する文 書又 は 電 磁 的 記

録

二 十 一 不 動 産 担 保 権 \mathcal{O} 実 行 \mathcal{O} 手 続 \mathcal{O} 停 止

不 動 産 担 · 保 権 \mathcal{O} 実 行 \mathcal{O} 手 続 は 1 0) 申 立て 文は 2 の文書若 しくは電 磁 的 記録 \mathcal{O} 提出があったときは、 停

止 L な け れば、 ならない ものとすること。 (第百八十三条第 項関! 係

1 担 保 権 \mathcal{O} 登 記 0 抹 消が された不動産につ ١ ر 7 0 不動 産 **屋担保権** の実行 の手続の停 止

2 次に .掲げ1 る ず れ か 0 文書又は 電 磁 的 記 録

(-)担 保権 \mathcal{O} ないことを 証 する 確 定 判 決 確 定判決と同 一の効力を有するものを含む。 (<u>一</u>) おいて同じ。

 \mathcal{O} 謄 本 又 は 記 録 事 項 証 明 書

(__) るも <u>二</u> 十 1 Ō を取 \mathcal{O} り消 登記、 を抹 Ļ 若しくはその効力がないことを宣言する確 消 す Ž き旨を命じ、 又は二十2一に掲げ る裁判若 定判決 \mathcal{O} しくは 謄 本 文は これと同 記 録 事 項 \mathcal{O} 証 効力を有す 明 書

0

申立て

 (Ξ) る \mathcal{O} 公文書 債 担 保 権 権 \mathcal{O} 弁 \mathcal{O} \mathcal{O} 謄 済を受け、 実行をしな 本 (公文· 若しく 書 į, 旨、 が 電 その は 磁 そ 的 実行 \mathcal{O} 記 債 録 を 権 \mathcal{O} 申 ŧ \mathcal{O} 立てを取 弁 0 て 済 作 \mathcal{O} 成 猶 り下 さ 予 を れ げ L 7 た旨を記 る旨又 1 る場 合 は に 載 債 権 あ L た 者 0 7 裁 が 担 は 判 保 上 当 権 \mathcal{O} 該 によ 和 電 解 0 磁 \mathcal{O} 7 調 的 担保 書 記 そ 録 され に \mathcal{O} 記 他

(四) 不 動 産 担 保 権 \mathcal{O} 実 行 \mathcal{O} 手 続 \mathcal{O} 停 止 及 CK 執 行 処 分 0 取 消 を命ずる旨を記 載 た 裁 判 \mathcal{O} 謄 本 又 は 記 録

事 項 証 明 書

録

さ

れ

て

1

る事

項

 \mathcal{O}

全

部

を

記

録

L

た

電

磁

的

記

録

(五) 不 動 産 担 保 権 \mathcal{O} 実 行 \mathcal{O} 手 続 \mathcal{O} 時 \mathcal{O} 停 止 を命ずる旨を記 載 ĺ た裁判 \mathcal{O} 謄本又は 記録事 項 証

(六) 担 保 権 \mathcal{O} 実行 を 時 禁止 一する裁 判 \mathcal{O} 謄 本 又 は 記 録 事 項 証 明 書

音 声 0 送受信による通 話 \mathcal{O} 方法によ る 財 産 開 示 期 H

及び 執 開 行 裁 示 義務 判 所 者 は が 音声 相当と認 の送受信 めるときは、 に ょ ŋ 同 最 時 に 高 裁 通 話 判 をすることができる方法によって、 所 規 則で定めるところにより、 執 行 |裁判| 財 産 所 開 示 並 期 びに 日 申立人 に お け

は、 る手続を行うことができるも そ 0) のとすること。 その 財 産 開 示 期 日 に 出 頭 L な いでそ O手 続 に関 与 Ĺ た申立人

財 産 開 示 期 日 に 出 頭 L たものとみなすものとすること。 (第百 九 + 九 条 の 二 一関係)

明

書

映像等の送受信による通話 の方法によ る開 示義 務者 \mathcal{O} 凍述

執 行 裁 判 所 は 次に · 掲 げ る場合であって、 相当と認めるときは、 最高 裁 判 所規 則で定めるところに ょ ŋ

映 像 と音声 の送受信 によ り 相 手 \mathcal{O} 状 態 を 相 互に 認 識 L なが ら通話 をすることができる方法によって、 開

示 義務者 に債 務者 \mathcal{O} 財 産 に 0 1 て \mathcal{O} 陳 述をさせることができるものとすること。 (第百 九十 九 条 が 三 一関係

とが 困 難であると認める場合

1

開

示

義務者

いの住所、

年齢又は心

身の状態その

他

の事

情により、

開示義務者が執行裁判所に出頭するこ

2 事 案の性質、 開示義務者の年齢又は心身の状態、 開示義務者と申立人本人又はその法定代理人との関

迫を受け 精 神 の 平 穏を著しく害されるおそれがあると認める場合

係その

他

の事情により、

開示義務者が執行裁判所及び申立

人が在席する場所にお

いて陳述するときは圧

3 申立人に異議がない場合

第二 民法の一部改正 (第四十五条関係)

一公示による意思表示

に 従 V) 次の各号に掲 げる区分に応じ、 それ でれ当れ 該 各号に定め る事 項 を 不特定 多数 \mathcal{O} 者 が 閲 覧す

が できる 状 態 に . 置 くとともに、 当 該 事 項 が 記 載され た 書 面 を 裁 判 所 \mathcal{O} 撂 示 場に 掲 示 Ļ 又は 当 該 事 項 を 裁

判 所 に 設 置 L た 電 子 計 算 機 \mathcal{O} 映 像 面 に 表 示 L た ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} 閲覧をすることができる状態に 置 |く 措| 置 をと り、 か

関係)

つ、

その

措置

がとられたことを官報に少なくとも

一回

掲載して行うものとすること。

(第九十

八

条 第

項

1 書 類 の公示による意思表示 裁判所書記官が意思表示を記載し た書類を保管し、 7 つでも相手方に交

付すべきこと。

2 電 磁 的 記 録 0 公示による意思表示 裁判所書記官が、 ファイルに記録された電 磁的記録 に 記録されて

1 る意思表示に係る事項につき、 **,** , つでも相手方にその 事 項を出力することにより作 成 Ĺ た書面 を交付

又 は 閲覧若しく は 記録をすることができる措置をとるとともに、 相手方に対し、 電子情報処 理 組織

を使用して当該措置がとられた旨の通知を発すべきこと。

公正証書遺言

1 公正 証書遺1 言は、 公証人法 の定めるところにより作成するものとすること。 (第九百六十九条第二 項

関係)

2 民法 第九一 百六十九条第 項 第 号の 証 人については、 公証 人法第三十条に規定す る証 人とみなして、

同 法 \mathcal{O} 規定 (同 法第三十五条第三 項 \mathcal{O} 規定を除く。 を適 用するものとすること。 (第九 百 六十九条第

三項関係)

第三 鉄道抵当法の一部改正 (第四十七条関係)

開 始決定は 電子決定書を作成してしなければならないものとすること。 (第四十五条第二項及び第三

項関係)

鉄道 **退抵当法** (明治三十八年法律第五十三号) 第四十九条第一項の公告には、 事件の記録 0 閲覧を請 武求す

べ き裁判で 所書 記官の 属する裁判所 を記載しなけ ればならないものとすること。 (第四十九条第二項第五 号

関係)

 \equiv 裁判 所 は、 最 高 裁判 所規 則 の定めるところにより、 競売 に 関 す ,る電子 調 書を作る 成 し、 鉄道 抵当法第五十

条第 項各号に掲げる事 項を記録 しなければならない ものとすること。 (第五十八条関係)

八

兀 裁 判 所 は、 相 当と認 めるときは、 最高 裁 判 所 規 則 \mathcal{O} 定めるところによ り、 裁 判 所並 び に 債 、務者、 鉄道

財

寸 \mathcal{O} 所 有 者、 抵当権 者 及び 競 買 人 が 音 声 の送受信 に ょ り 同 時 に 通 話 をすることが できる方法 に ょ 0 競

落 期 日 \mathcal{O} 期 日 に お け る 手 続 をすることができるも のとすること。 そ \mathcal{O} 期 日 に出 頭 L な 1 でそ (T) 手 続 に 関 与

L た者 は そ \mathcal{O} 期 日 12 出 頭 L た ŧ 0 とみ なす ものとすること。 (第五 + 九 条第二 項 及 び 第三 項 関 係

五. 裁 判 所 は 競 落 に 関 す る 電 子 調 書 を 作 成し なけ ればならないものとすること。 (第六十三条関 係

第四 公証人法の一部改正 (第五十二条関係)

一 公正証書の作成等に関する規定の整備

1 嘱託の方法等

嘱 託 人は、 公正 証 書の 作成を嘱 託する場合には、 法務省令で定めるところにより、 公証 人に対 官

公署 \mathcal{O} 作 成 L た印 鑑 に関 でする証 明 書 又 は 署 名用 電 子 証 明 書 等 (電 子署名等に係 ぶる地方が 公共 寸 体 情 報 ス

テ A 機 構 \mathcal{O} 認 証 業 務 に 関 す る法 律 平 成 + 匹 年 法 律 第 百 五. 十三号) 第三条第 項 E 規定する る署名 用 電子

証 明 書 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 電 磁 的 記 録 で あ 0 て 法務 省 一令で定り \emptyset るも \mathcal{O} をいう。 (<u>__</u>) に お 1 て同じ。 を 提 供 す る方

法そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 法 務省令で定める方法 に により、 嘱託 人 が 本人であることを明らか に L なけれず ばならない も の

とすること。(第二十八条関係)

2 映像等の送受信による通話の方法による通訳

公証 人は、 嘱 託 人 か 5 0) 申 出 が あ り、 か つ、 当該 申 出を相当と認めるときは、 法務省令で定めるとこ

ろにより、 公証 人 並 びに 嘱 託 人 及 び 通 訳 人 又は 証 人が 映 像 と音声 の送受信により 相 手 \mathcal{O} 状 態 を 相 互 に · 認

識し なが ,ら通, 話をすることができる方法によって、 通訳 人に 通訳をさせ、 又は 証 人を公正 証 書 \mathcal{O} 作 - 成に

立ち会わせることができるものとすること。(第三十一条関係)

3 代理人による公正証書の作成の嘱託

(--)代理人による公正 証 書の作 成の嘱託は、 法務省令で定めるところにより、公証人に対し、代理人の

権 限を証する書面又は電磁的 記 録を提供してしなければならないものとすること。 (第三十二条第二

項関係)

(__) の書 面 又は 電 磁的 記 録が 認 証を受けてい な **\ 私署7 証 書又は電 磁 的 記録 であるときは、 公証· 人は、

当該 書 面 又 は 電 磁 的 記 録 \mathcal{O} ほ か、 官公署 の作成 L た印鑑若しくは署名 に関する証明書又 は [署名] 用電子

明 書等を提供させなければならないものとすること。 ただし、 当該 書面 又は 電磁的 記 録 跡が真正 一であ

証

ることが公証人の保存する書面 三又は電 磁的 記録 から明らかであるときは、 この 限りでない ものとする

こと。(第三十二条第三項関係)

4 第三者の許可等があったことの証明

(-)公証 人 は、 第三者 \mathcal{O} 許 可 又 は 同 意 を得 なけ れ ばならない 行為につい て公正 証 書を作る 成するには、 法

務省令で定めるところにより、 その許 可 又は 同 意が あったことを証する書 面 又は 電 磁的 記 録 を提 供 さ

せなければならないものとすること。(第三十四条第一項関係)

(__) 3二の規定は、一の書面又は 電磁的 記録について準用するものとすること。 (第三十四条第1

係)

書面又は電磁的記録による公正証書の作成

5

公証 人は、 公正 証 書の作 成 の嘱 託が、 あ った場合には、 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 当該各号

に定め るものをもって公正 証書を作成するものとすること。 (第三十六条関係

- () 二に掲げる場合以外の場合 電磁的記録
- 電 磁 節 記 録をもって公正証書を作成することにつき困難な事情がある場合 書面

一項関

- 6 公正証書の記載又は記録の方法
- (-)公証· 人は、 嘱 託 人か 5 \mathcal{O} 申 出 が なあり、 かつ、 当該申出を相当と認めるときは、 法務省令で定めると

ころにより、 公証 人及び 列 席 者 (嘱 託 人 (公証 人が 通 訳 人に通訳をさせ、 又は 証 人を立ち会わ た場

合に あって は、 嘱 託 人及び当該 通 訳人又は当該 証 人 をいう。 7にお いて同じ。) が 映 像 と音・ \mathcal{O} 送

受信により 相手 \mathcal{O} 状態を相互に 認識しながら通話をすることができる方法によって、 公 正 証 書 \mathcal{O} 作 成

に係る事実の実験を行うことができるものとすること。ただし、当該申出をした嘱託 人以外に 他 0) 嘱

託人がある場合にあっては、 当該他の嘱託人に異議がないときに限るものとすること。 (第三十七条

第二項関係)

(__) (一)の規定は、 民法第四百六十五条の六第一項 (同法第四百六十五条の八第一項において準用する場

合を含む。) の公正証書を作成する場合については、 適用しないものとすること。 (第三十七条第三

項関係)

7 公正証書の記載又は記録の正確なことの承認等

公証人は、 嘱託 人からの申出 があり、 か つ、 当該申出を相当と認めるときは、 法務省令で定めると

あ \mathcal{O} することができる方法 を得ることが ころにより、 0 記 ては、 載若 当 該 < 公 証· は できるもの 記 他 人及び 録 \mathcal{O} 嘱 \mathcal{O} に 正 託)列席: よっ 人に異 とすること。 確 なことの て、 者 議が が 列席 映像と音声の送受信に な 承 ただし、 者 *(*) 認 に公正 ときに を得、 当 該 限 又は 証 書を読 るも 申 通 出 のとすること。 訳 をし 4 より相手の状態を相 人に 聞 公正 た カゝ せ、 嘱 託 証 若 書 人 以 しく \mathcal{O} (第 四 外 趣 は に 旨 互 + を通 閲覧させ 他 上に認識 条第三項 \mathcal{O} 嘱 訳 いさせ 託 L 人 なが 関 が 列 係 席 あ 当 5 る場合に 者 通 該 カ 話を らそ 承 認

(___) に 正 公証人 証 通 訳をさせた場合にあっては、 書について、 は 列席 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 者 か (第四十条第四項 5 公正 証 書 その旨を含む。)を公正 \mathcal{O} 記 載 又は 記 録 0) 正 確なことの承認を得たときは、 当該各号に定める措置を講じなければならな 証書に記載し、 又は記録 Ļ その か . つ、 旨 (通 当該 訳 公 人

1

ŧ

のとすること。

関

係

(1)が ることを示す 電 できる等当該指定 磁 的 記 録をもって公正 ために 公証· 講ずる措 人の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして法務 証 置 書を作 であって、 成する場合 当該 公正 当該 証 公正 書 が 証 改変されている 書が 指定公証 かどうか 人の作成に係るものであ を 確 !認すること

省令で定めるもの

- ② 書面をもって公正証書を作成する場合 署名及び押印
- (三) 列 席 者 は 公正 証 書 \mathcal{O} 記 載 又 は 記 録 \mathcal{O} 正 確 な ことの 承 認 をしたときは、 $(\frac{-}{\mathcal{O}})$ 公正 証 書に つい て、 署

名又はこれ に 代 わ る措 置 とし て法務省令で定め るもの を 講じなけ れ ば ならな ĺ١ ものとすること。

第

四十条第五項関係)

8 公正証書の閲覧等

(-)嘱 託 人、 その 承 継 人又は利害関係を有する第三者は、 公証人に対し、 当該 公証人の保存する公正証

書 又はその附 属 書 類 (これらが 液電磁的 記録をもって作成された場合にあって は、 その 電 磁 的 記 録 に 記

録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの) の閲覧を請求することができるも

のとすること。(第四十二条第一項関係)

- (__) 公証人は、 公 正 証 書 又はそ 0 附 属 書 類に 記 載され、 又は 記 録されてい · る者 (自然人である者に限る。
- \mathcal{O} 住 所 が 明 6 か にされることにより、 人の 生命若 しくは身体 に危害を及ぼ はすおそれ れ が あ る場合又は

て、 これ その に準ず 者 か る程度に 5 $\overline{\mathcal{O}}$ 申 出 心 が 身に有害な影響を及ぼ あ ったときは 法務省令で定めるところにより、 す おそれが が あ るものとして法務省令で定め 当 該 公正 証 書又はその る 場合に 附 お 属 1

書 類に当該 住 所が が明られ かにされ ない 措置を講じた上で、 一の閲覧をさせなければならない ものとする

こと。(第四十二条第五項関係)

9 公正証書の謄本等の交付等

(--)嘱 託 その 承 継 人 又 は 利 害 関 係を有する第三者は、 公証 人に対 し、 当 該 公証 人の 保存する公正証

書 又はそ \mathcal{O} 附 属 書 類 に 0 **,** \ て、 次に掲げる請 求をすることができるものとすること。 (第四十三条第

一項関係)

(1)公正 証 書 書 面をもって作成されたものに限る。 10 (1)において同じ。) 又は公正証書の附]属書

類 面をもって作成されたものに限る。) の謄本又は抄本の交付 0 請 求

(2)公正 証 書 (電磁的 記 録 をもって作成されたものに限 る。 (3) 並 び に 10(2)及び3)において同じ。

又は公正 証 書 \mathcal{O} 附 属 書 類 (電 |磁的記 録 をもって作成され たものに限 る。 (3)において同 に 記録

されている事項の全部又は一部を出力した書面の交付の請求

(3) 公正 証 書又 は 公正 証 書 Iの附 属 書類 E 記録されてい る事 項の全部 又は 部を記録 L た電磁的 記 録の

提供の請求

- 8二の規定は、 (一)の請求につい て準用するものとすること。 (第四十三条第二 一項関 係
- 10 公正証書の正本等の交付等
- 求 をすることができるも 嘱 託 人 又 は そ \mathcal{O} 承 継 人は のとすること。 公 証· 人に対 Ļ (第四 当該 + 匹 公証 条 第 人の保存する公正証書について、 項 関 係 次に掲げ る請
- (1) 公正証書の正本の交付の請求
- (2)公正 証 書 に 記 録さ れ 7 7 る事 項を 記 載し た書 面であって、 公証 人が法務省令で定め る方法に より

当 該 面 の内 容 が当該 公正 証 書に記録されてい る事項と同一であることを証明したもの の交付 \mathcal{O}

求

- (3)に より 公正証· 当該 書に記録されている事項を記録した電磁的記 電 磁的 記 録 の内 容 が当該は 公正証書に記録されてい 録であって、 る事項と同 公証· 人が 一であることを証明したも 法務省令で定める方法
- \mathcal{O} \mathcal{O} 提 供 \mathcal{O} 請 求
- $(\underline{})$ (<u>__</u>) $\overline{\mathcal{O}}$ 規定は、 (一)の請求に に 0 7) て準用するものとすること。 (第 四 十四四 条第二 項関係
- 公正 証 書等に記録され てい る事項を記 録 L た 電磁的 記録 の提供 の方式等

11

(--)公証人は、 9 (3)又は10 (3)の電磁的 記録を提供する場合においては、 当該 電磁的記 録に、 次に掲

げる措置 を講じなけ ń ば ならな 7 ものとすること。 (第四 十五 条第 項 関 係

(1) 当該 電 磁 的 記 録 が 指定 公証 人の 作 成に係るものであることを示す ために 講ずる措置 であって、 当

該 電 磁 的 記 録 が 改変され てい るかどうか 'を確! 認することができる等当該 指 定公証 人の 作 成 に係

 \mathcal{O} であることを確実に示すことができるものとして法務省令で定め るも

(2)指定公証 人が ①に規定する措置を講じたものであることを確認するために必要な事項を証明する

情報を電磁的方式により付すこと。

(__) (2)の情報は、 法務大臣又は法務大臣の指定する法務局若しくは地方法務局の長が作成するものと

すること。(第四十五条第二項関係)

(三) 二の規定による指定は、 告示により行うものとすること。 (第四十五条第三項関係)

一 表記の現代用語化等

公証 人法 第 匹 章及び第五 章について、 その 表記を平仮名 П 語体 に改め、 用 語 を平易なもの に改める等

 \mathcal{O} 表記 0) 現代用 語化を行うとともに、 技術的 細 目的 な規定を法務省令で定めることとする等の整備をす

るものとすること。(第二十六条から第六十二条まで関係)

第五 民事調停法の一部改正 (第六十三条関係)

一 電子調書の作成

裁 判 所 書 記 官 は 調 停 手 続 \mathcal{O} 期 日 に ついて、 最高 裁 判 所 規 則で定めるところにより、 電 子 調 書 を 作 成

な け ń ば なら な ものとすること。 ただし、 調停、 主 任に におい てその 必要が ないと認めるときは、 この 限 り

でないものとすること。(第十二条の五関係

二 電磁的事件記録の閲覧等及び調停事件に関する事項の証明

当 事 者又は 利害関係を疎明した第三者は、 裁判 所書記官に対し、 最高 裁判所規則で定めるところによ

1

り、 電 磁 的 事 件 記録 の閲 覧若しくは複写又はその内容の全部若しくは 部を証 明した書面 の交付若しく

は 電 磁 的 記 録 \mathcal{O} 提 供 0 請 求をすることができるものとすること。 (第十二条の 七 関 係

2 当 事 者又 は 利 害 関 係を 疎 明 した第三者 は、 裁判 所書記官に対 Ļ 最高 裁判 所 規則で定めるところによ

り、 調 停事 件 に 関する んる事 項 (を証 明 ĺ た書 面 の交付又は電磁的 記録 の提供 の請求をすることができるもの

とすること。(第十二条の八関係

三 秘密保護のための閲覧等の制限

民 事 訴 訟法 第 九 十二条 Ò 規定 は、 調停事件 \mathcal{O} 記 録の閲覧等に ついて準用するものとすること。

条の九関係

四 調停の成立及び効力

1 調 停 に お 1 て当事 者間に合意が 成立した場合に おいて、 その合意に つい て電子調書を作 成 し、これを

ファイルに記録したときは、 調停 が成立したものとし、 その記録 は、 裁判上の 和 解と同 <u>ー</u>の 効力を有す

るものとすること。(第十六条第一項関係)

2 1 0 規定によりファイルに記録された電子調書は、 当事者に送付しなければならないものとすること。

(第十六条第二項関係)

五 調停に係る電子調書の更正決定

1 調 停 に係る る電 子 調書につきその 内容に計算違い、 誤記その他これらに類する明白な誤りが あるときは

裁判 所 は 申 立てにより又は職 権 で、 ١ ر つでも更正決定をすることができるものとすること。 更正決

定は、 電子 裁判書を作成してしなければならないものとすること。 (第十六条の二第一項及び第二項関

係)

2 更正 決定及び 1 \mathcal{O} 申立てを不適法とし て却下した決定に対しては、 即時抗告をすることができるもの

とすること。(第十六条の二第三項及び第四項関係)

六 電子情報処理組織による申立て等

1 調 停 手 続 12 おける申 立て等につ ١ ر て は、 民事 訴 訟法第百三十二条の十 から第百三十二条の十二までの

規定を準用するものとすること。(第二十一条の二第一項関係)

2 調 停 手続におい 、て民事 事調 停 法 (昭和二十六年法律第二百二十二号)その他の法令の規定に基づき裁判

所に提出され た書面等 (申立て等に係る書面等を除く。 又は電磁的記録を記 録 した記 録媒体に記 載さ

れ、 又は記録されてい る事項のファイル への記録については、 民事訴訟法第百三十二条の十三の規定を

準用するものとすること。(第二十一条の二第二項関係)

七 地 代借 賃増: 減 調停 事 件につい て調 停委員会が 定め る調 停 条項

民事 調 停法 第二十 ・四条の三 第 項 \mathcal{O} 調停委員会の定め る調 停条項に服する旨 の合意がその内 容を記 録 L

電磁的 記録 によってされたときは、 その合意は書 面 によってされたものとみなして、 同項 O規定 を適用

た

するものとすること。(第二十四条の三第二項関係)

八 小作官等の意見陳述

調停 ·委員· 会は 相当と認 めるときは、 当 事 · 者 の 意見を聴 ļ, て、 民 事 調 停 法第二十七条第 項 \mathcal{O} 期 日 に お

1 最 高 裁 判 所 規 則 で定めるところにより、 調停 委員会及び当 事 者 双· 方 が 小 作 官 又 は 小 作 主 事 کے \mathcal{O} 間 で

べ させることができるものとすること。 (第二十七条第二項関係

音

声の送受信

に

より

同

時

に

通話をすることができる方法によって、

小作官又は

小

作主事

に同

項

 $\widehat{\mathcal{O}}$

意見

を述

九 知的財産調停事件の管轄

知 的 財 産の紛争に関する調停事件は、 民事調停法第三条に規定する裁判所のほか、 同条の規定 (同条第

項 \hat{O} 規定中当事者が合意で定める管轄に関する部分を除く。) により次の各号に掲げる裁判 所 が管轄権

を有する場合には、 それぞれ当該各号に定める裁判所の管轄とするものとすること。 (第三十三条 \bigcirc 匹 関

係)

1 東京 高 等裁 判所、 名古 屋高等裁 判所、 仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内 12 所在する簡

易裁判所 東京地方裁判所

2 大阪 高 等裁 判所、 広島 高 等裁 判所、 福 尚 高等裁判所又は 高 松 高等裁判所の 管 1轄区 域内 に · 所在、 す る簡易

裁判所 大阪地方裁判所

第六 企業担保法の一部改正 (第六十七条関係

一 ファイル記録事項の閲覧等

利 害 \mathcal{O} 関 係 を 有す る者 は、 裁 判 所 書記官に、 最 高 裁 判 所の定めるところにより、 実 行 手 続 に 関 L ファイ

ル に記 録 され た 事 項 \mathcal{O} 閲覧若 しくは複写又はその内 容の全部若しくは一 部を証明 Ĺ た書 面 の交付若しくは

電 磁的 記 録 \mathcal{O} 提 供 の請求をすることができるものとすること。 (第十六条の二 一関係)

一 民事訴訟法の準用

特 莂 \mathcal{O} 定めが ある場合を除き、 実行手続に関しては、 その性質に反しない限り、 民事訴 訟法第 編 から

第 匹 編 ま での 規 定を準用するものとすること。 (第十七条関 係

三 財産明細表

企 業 担 保法 昭 和三十三年法律第百六号) 第三十 匹 条第 項 \mathcal{O} 財 産 明 細 表は、 電 磁 的記録 をもって作成

又は 提出することができるものとすること。 (第三十四条第 項関! 係

四 競売期日及び意見陳述期間等

- 1 意 見 陳 述 期 間 及 び 競 落 決定 日 は 裁 判 所 書 記 官が定め るものとすること。 (第四 十条関 係
- 2 企業 担 保 法 第四 十二条第三項 \mathcal{O} 調 書 は 電磁 的 記 録をも って作成することができるものとすること。

(第四十二条第四項関係)

五 配当要求

債 権 者 には、 括競 売により 換価をする場合には、 競落 \mathcal{O} 許 可 又は不許可 の決定までに、 裁判所に配当要

求 をすることができるものとすること。 (第五十一条の二関 係

一 執行記録等の保管 第七 執行官法の一部改正(第八十五条関係)

電 磁 的 執 行 記 録その 他 執 行官が職務上作成する電磁的 記録 (二1にお 1 7 「電磁的 執行記録等」 という。

)は、執行官が保管するものとすること。(第十七条関係)

電磁 的 執 行 記 録 \bigcirc 閲覧等 及び執行 官が 取 り 扱 0 た事 務 に 関 す る事 項 \mathcal{O} 証 明

1 当事 ·者 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 利害関! 係 人は、 執行官 に . 対 į 最高 裁判 所 規則 で定めるところにより、 電磁的 執 行記

録等 及 Ţ 執 行 官が 職 務 上 一保管す る電 磁的 記 録 \mathcal{O} 閲 覧 又 は 電 磁 的 執 行 記 録 等に言 記 録されて 7 る事 項 を記載

L た 書 面 \mathcal{O} 交付 若 しく は 記 録 し た 電 磁 的 記 録 \mathcal{O} 提 供 \mathcal{O} 請 求 をすることが できるもの とすること。 (第·

九条関係)

2 当 事 者そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 利 害関 係 人は、 執行 官 に 対 最 高 裁 判 所 規 則 で定 め るところに ょ り、 執 行 官 が 取

Ŋ

扱 0 た 事 務 に . 関 す る 事 項 を 証 明 た 書 面 \mathcal{O} 交付 又 は 電 磁 的 記 録 \mathcal{O} 提 供 \mathcal{O} 請求をすることができるも \mathcal{O}

すること。(第二十条関係)

第八 民 事 訴 訟手 続に関する条約 等の 実施に伴う民事訴訟 手続の特 例等に関する法律の 部改正 (第八十七 之 条

関係)

民 事 訴 訟 手 続 に関する条約 等の実施 施に伴う民 事 訴 訟 手 続 の特 例等に関する法律 (昭 和 四十五 年法 律 第百十

五. 号) 第六条第 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 送 達 及 び 外国 \mathcal{O} 当 局 \mathcal{O} 嘱 託 に ょ ŋ 本 邦 に お V) てする裁 判外 \mathcal{O} 文 書 \mathcal{O} 送達 12 関 て

民 事 訴 訟 法 第 編 第 五. 章 第四 飾 (第 百 匹 条、 第三款 及び 第百十一条第二号の 規定を除く。 0) 規定を準 申す

るものとすること。(第六条第二項関係

第九 民事 訴 訟費用等に関する法 律 \mathcal{O} 部 改 正 (第八十八条関係)

当事 者その 他 の者が負担すべき民事 訴訟等の費用 の範囲及び額

第 \mathcal{O} 八 等 O改 Ē に伴 V. 当 事 者その 他 \mathcal{O} 者が 負担 すべ き民 事 訴 訟等 の費用 の範囲及び額 に係る規定を

整備するものとすること。(第二条第十二号及び第十三号関係

二 郵便物の料金等に充てるための費用等

1 郵 便 物 0 料 .金等 に 充てるため 0) 費用を納めることを要しないものとすること。 (第十一条第 一項第

号関係)

2 民事 訴 訟費用等に関する法律 (昭和四十六年法律第四十号) 別表第一に掲げる申立て又は同法別表第

二に掲げる事項については、申立て又は事項の区分に応じ、それぞれ各表に掲げる額の手数料を納 めな

所要の規定を整備するものとすること。

(第三条第一項及び第二

項、 第五 条第 一項及び第二項、 第七条並びに別表第一及び別表第二関係

三 手数料の納付の方法

けれ

ばならないものとするとともに、

手数料 は、 最 高 [裁判] 所規則で定めるところにより、 現金をもつ て納めなけ ればならないものとすること。

ただし、 申立てを書面をもってすることができる場合であって、 やむを得ない事 由 があるときは、 訴状そ

 \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 申 <u>i</u> 書 等 に 収入印 紙 を貼 つて 納 いめることができるものとすること。 (第八条関 係

第十 船 舶 \mathcal{O} 所 有 者 等 \dot{O} 責 任 \mathcal{O} 制 限 に 関 す る法 律 \mathcal{O} 部 改 正 (第 九 + 兀 条関 係

一 民事訴訟法の準用

特 別 \mathcal{O} 定 \Diamond が あ る 場 合を 除 1 て、 責任 制 限 手 続 に 関 て は その 性 質 K 反 な 限 り、 民 事 訴 .法

編 カコ 5 第 兀 編 ま で \mathcal{O} 規 定を 準 用 する ŧ のとすること。 (第 + 条関 係

映 像 等 \mathcal{O} 送受信 に よる通 話 \mathcal{O} 方法 に よる 制 限 債 権 \mathcal{O} 調 査 期 \exists

裁 判 所 は、 相 当と認めるときは、 最高裁 判 所規 則 で定めるところにより、 裁判 所並 びに管 理人及び 船 舶

 \mathcal{O} 所 有 者 等の 責任 \mathcal{O} 制 限 に 関 する法 律 (昭 和 五. + 年 法律 第 九 十四号)第五 十八条に規定する者が 映 像 と音

の送受信により 相 手 0 状 態を相 互. 上に認識 L ながら 通話をすることができる方法によって、 制 限 債 権 \mathcal{O} 調

声

査 期 日 に お け る手 続を行うことができるも のとすること。 その 期 日 に 出頭 しない でその手 続 に 関与 た者

は、 そ \mathcal{O} 期 日 に 出 頭 L たも のとみなすものとすること。 (第五: 十九 条の二 |関係)

三 配当表

配当表 は、 電 磁的 記録をもって作成することができるものとすること。 (第七十条第二 「項関係)

第十一 民事保全法 の 一 部改正 (第百十条関係

電 磁 的 事 件 記 録 \mathcal{O} 閲覧等 及び 事 件 に 関 はする 事 項 \mathcal{O} 証 明

1 保全· 命 令 に 関す る手 続又は 保 全 執 行 に . 関 L 裁 判 所 が 行う手 続に ついて、 利害関係を有す る者 は、 裁 判

所書 記 官に 対 し、 最 高 裁 判 所 規 則で定めるところにより、 電 磁 的 事 件 記 録 \mathcal{O} 閲 覧若 しく は 複 写 又 は その

内容 \mathcal{O} 全部若しくは 部を証 明し た書 面 \mathcal{O} 交付若しくは電 磁 的 記 録 \mathcal{O} 提 供 \mathcal{O} 請 求をすることができるも

 \mathcal{O} とすること。 (第五条 か 二 関 係

2 保全命令に関する手続又は保全執行に関し裁判所が行う手続について、 利害関係を有する者は、 裁判

所書 記官に対 録 の提供 Ļ 最高 の請い 裁 求をすることができるものとすること。 判所規則で定めるところにより、 事件に関する事項を証明した書面 (第五条の三関 の交付 文は

係

民 事 訴 訟 法 \mathcal{O} 準 用

電

磁

的

記

特 別 \mathcal{O} 定 8 が ある場合を除き、 民事 保全の手続に関 しては、 その性質に反しない 限り、 民事 訴訟法第

編 から 第 兀 編 ま での 規定を準用するものとすること。 (第七条関係

三 保全執行の 要件

保全執行は、 保全命令の 正本 (保全命令に係る電 磁的 記録 がファイ ルに 記録されたも のである場合にあ

0 ては、 記録 事 項 証 明 書 に基、 ゔい 、て実施と するものとすること。 (第四十三条第 項 関 係

第十二 借地借家法の一部改正 (第百二十五条関係)

電 磁 的 事 件 記 録 \mathcal{O} 閲覧等 及 Ţ 事 件 に 関する Ź 事 項 \mathcal{O} 証 明

1 当 事 者及 び 利害品 関 係を 疎 明 L た第三者 には 裁判 所書 記 官に 対し、 最 高 [裁判所] 規則で定めるところによ

り、 電 磁 節的 事 件記 録 の閲覧若しくは複写又はその内容の全部若しくは一 部を証 明した書面 の交付若しく

は 電 磁 的 記 録 の提供 この請求をすることができるものとすること。 (第四十七条関 (係)

2 当 事 者及び利害関係を疎明した第三者は、 裁判所書記官に対し、 最高 裁判所規則で定めるところによ

り、 借 地借家法 (平成三年法律第九十号) 第四十一条の事件 二にお į, て 「第四十一 条の事 件」という。

に関する事項を証 明 L た書面の の交付又は電磁的記録の提供 の請求をすることができるものとすること。

(第四十八条関係)

一 電子情報処理組織による申立て等

1 第四 干 条 \mathcal{O} 事 件 の手続における申立て等については、 民事 訴訟法第百三十二条の十、 第百三十二条

の 十 一 及び第百三十二条の十二 (第 項第一号に係る部分を除く。 の規定を準用するものとすること。

(第五十一条第一項関係)

2 第四 十 条 0 事 件 \mathcal{O} 手 続にお 7 、て借地は 借家法その 他の 法 令 の規定に基づき裁 判所に提 出 さ れ た 書 面 . 等

申 <u>\(\frac{1}{\text{L}} \)</u> 一て等 に · 係 る書 面 等 を除い <_ 又は 電 磁的 記 録 を記 録 L た記 録媒: 派体に記述 載 され、 又は 記 録さ れ てい

る事 項 のファ 1 ル ~ の記 録 につい . て は、 民 事 訴 訟 法第百三十二条の十三(第一号に係る部分を除く。

の規定を準用するものとすること。(第五十一条第二項関係)

三 電子裁判書の送達

借 地 借家法第十七条第一項等の規定による裁判があったときは、 その電子裁判書を当事者に送達しなけ

ればならないものとすること。(第五十八条第一項関係)

金 融 機関等 O更生手 続 の特例等に関する法律 ... の 一 部改正 (第百三十条関係)

一 事件に関する文書等の閲覧等

協 同 組 織 金 融 機 関 \mathcal{O} 更生 事 件 及び 相互会社 . (T) 更生事 一件に関う する文書等 \mathcal{O} 閲覧等について、 会社更生法

·成十四. 年法律第百五十四号) 第十 条から第十二条までの規定を準用するものとすること。 (第十一 条

平

及び第百七十七条関係)

二 民事訴訟法の準用

特 別 \mathcal{O} 定 8 が あ る場 合を除き、 協 同 組 織 金 融 機 関 0) 更生手 続及び相 互会社 の更生手 続 に関 L っては、 その

び第百七十八条関係)

性

「質に」

反

L

な

1

限

り、

民

事

訴

訟法

第

編

か

5

第四

編

まで

 \mathcal{O}

規定を準

用するものとすること。

(第十二条及

三 事業の譲渡

1 管 財 人は、 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律 (平成八年法律第九十五号) 第三十三条第二

項 の規定によ り更生協同 組 織 金 融機関 0 事 業の全部又は 一 部 の譲渡をしようとする場合には、 あら かじ

め、 組 合員等が 書面 に代えて電磁的方法をもって当該事業の譲渡に対する反対の意思を管財 人に 通 知す

ることができることとするときはその旨を公告し、 又は組合員等に通知 しなければならない ものとする

こと。 (第三十三条第四項第三号関係)

2 管財 人は、 金融 機関等 \mathcal{O} 更生手 続の特 例 等に関 する法律 第百 九 十八条第二 項 \bigcirc 規定によ り 更生会社に

係る事業等 の譲渡をしようとする場合には、 あら かじめ、 社員が書面 に代えて電 磁的方法をもって当該

事業等 O譲渡に対する反 対 の意思を管財 人に通知することができることとするときはその旨を公告し、

又は 社 員 12 通 知 L な け れ ば な 5 な 7 Ł のとすること。 (第百: 九 十八条第四 項第三号関 係

兀 電子 更 生 債 権 者表 及 び 電 子 吏 生 担 保 権 者 表 \mathcal{O} 作 成

1 裁 判 所書 記 官 は、 届 出 が あ 0 た 更生 債 権 等 12 0 1 て、 最 高 裁 判所! 規 則 で定めるところにより、 電 子 更

生債 権 者表 及 び 電子更生担 1保権 者 表を作る 成 しなけ れ ばなら ない ものとすること。 (第八十六 条第 項か

ら第四項まで及び第二百五十三条第一項から第四項まで関係)

2 電子 更生債 権者表又は電子更生担保権 者表 気の更正 \mathcal{O} 処分は、 最高裁判所規則で定めるところにより、

その旨をファイル に記録してしなければならないものとすること。 (第八十六条第五項及び第六項並 び

に第二百五十三条第五項及び第六項関係)

3 民 事 訴 訟法第七十一条第四 項、 第五元 項及び第八項の規定は、 電子更生債権者表又は電子更生担保権者

表 0 更正 0) 処分又はその 申立てを却下する処分に つい · て 準 用するものとすること。 (第八十六条第七項

及び第二百五十三条第七項関係)

第十四 特定 債 務等 の調整 \mathcal{O} 促 進 \mathcal{O} ため の特定調停に関する法律 の — 部改正 (第百四十四 条関係

文書等の提出

調 停 委員 会は 特定調 停 \mathcal{O} ため に特に必要が あると認めるときは、 当 事 者又は参 加 人に対 Ļ 事件 に 関

係 のあ る 文書、 物 件 又 は 電 磁 的 記 録 \mathcal{O} 提出 を求 めることができるものとすること。 (第十二条関

二 調停条項案の書面による受諾

1 特定 調 停 に · 係 る 事 件 \mathcal{O} 当 事 者 \mathcal{O} 方が 出頭することが困難であると認めら れる場合に お į١ て、 そ 0 当

事者 が あら か じ め 調停委員会から提示された調停条項案を受諾する旨の 書面、 を提出 Ļ 他 (T) 当事 者 が 期

なすものとすること。(第十六条第一項関係)

日

に

出

頭してその

調停条項案を受諾したときは、

特定調停において当事者間に合意が成立したも

2 特定 調停に係る事件の当事者双方が出頭することが 困難であると認められる場合において、 当事 者双

方が あらかじ め 調停委員 会から当事者間 に合意が成立すべ き日時を定めて提示された調停条項案を受諾

する旨 0 書 面 を提出 Ļ その 日 時 が 経過 Ū たときは、 その 日時に、 特定調停に おい て当事者間 に合意が

成立 L たも \mathcal{O} とみなすも のとすること。 (第十六条第二項関係

第十五 民事再生法の一部改正 (第百四十五条関係)

のとみ

一 ファイル記録事項の閲覧等及び事件に関する事項の証明

1 利 害 関 係 人 は 裁判所 書記 官に . 対 Ļ 最 高 裁 判 所規 則で定めるところにより、 民事 再生法 (平成十一

年 全部若しくは 法 律 第二百二十五号) 部 を 証 明 \mathcal{O} L 規定に基づきファイ た書 面 の交付若 しくは ル に記 電 磁 録され 的 記 録 · た 事 \mathcal{O} 提 供 項 0 0 閲覧若 請 求をすることができるも L くは複写 又 は そ \mathcal{O} 内 容の

ること。(第十六条の二関係)

2

利害

I関係·

人は、

裁判

所書

記官に

対し、

最

高

裁判

所規則で定めるところにより、

事

件に関する事項を証

明 した書面 の交付又は電磁的 記録 の提供の請求をすることができるものとすること。 (第十六条の三 関

係)

一支障部分の閲覧等の制限

民事 再生法第十七 条第一項から第五項までの規定は、 同法 の規定に基づきファイルに記録された事項に

ついて準用するものとすること。(第十七条第六項関係)

三 民事訴訟法の準用

特 莂 O定め が ある場合を除き、 再生手続に関しては、 その性質に反しな い限り、 民事訴訟法第 編 から

第四 編 ま いでの 規 定を準用するものとすること。 (第十八 条関 係

兀 電 子 再 生 債 権 者 表 \mathcal{O} 作 成 等

1 裁 判 所 書 記 官 は 届 出 が あ 0 た再な 生 債 権 及 び 民 事 再生法 第百 条第三 項 \mathcal{O} 規 定により ŋ 再 生 債 務 者 等が

認 否 書 12 記 載 L た 再 生 債 権 に つ 1 て、 最 高 裁 判 所 規 則 で定 めるところに により、 電 子 再 生 債 権 者 表 を 成

L な け れ ば な 5 な 1 ものとすること。 (第 九 十九九 条第 項 か 5 第三項 ま で 関 係

てしなければならない ものとすること。 (第九十九条第四項及び第五 項 関 係

2

電

子

再生債

権者表

 \mathcal{O}

更正

の処分は、

最高

裁判

所規則で定めるところにより、

その旨をファイル

に

記

録

3 民 事 訴 訟法第七十一条第四項、 第五項及び第八項の規定は、 電 子再生債権者表 \mathcal{O} 更正 の処分又はその

申 立て を却下する処分及びこれらに対する異議 の申立てについ て準用するものとすること。 (第九十九

条第六 項関 係

五. 映 像等 \mathcal{O} 送受信による通 話 \mathcal{O} 方法 による債 権者 集会

裁 判 所 は、 相当と認めるときは、 最 高 裁 判 所規 則 で定めるところにより、 裁 判 所並 び に 再 生 債 務者、 管

財 人、 届 出 再 生 債 権 者 外国 [管財 人及び再生 0) ため に債務を負担し又は 担 保を提供する者 が 映 像 と音声 ((T)

送受信 12 より相 手 \mathcal{O} 状態を. 相互に ·認識、 しなが ら通話をすることができる方法によって、 債権 者集会 0 期日

に お け る手続を行うことができるものとすること。 その 期 日 に 出 席 しない でその 手 続 に . 関 与 L した者は、 そ

 \mathcal{O} 期 日 に 出 席 L たものとみなすものとすること。 (第百 十 五 条 0) 関

六

再生債務者等の債権者委員会に対する報告義務

再生 債 務者等 は 債 権者委員会に 対する報告書 等 \mathcal{O} 提 出に代えて、 最 高 裁判/ 所規則で定めるところによ

り、 債権 者委員会の 承諾を得て、 当該報告書等に記載すべき事項を電磁 的 方法に より提供することができ

るものとすること。この場合において、 再生債務者等は、 報告書等の提出 をしたものとみなすものとする

こと。(第百十八条の二第三項関係)

七 配当等の実施

裁 判 所 は、 電子配当表に基づいて担保権者に対する配当を実施し、 又は電子交付計算書を作成して、 担

保 権 者 に ,弁済 金を交付 Ļ 剰余金を再生債 務者等に交付するものとすること。 (第百五十三条関係)

第十六 外 玉 倒 産 処 理 手 続 \mathcal{O} 承 | 認援 助 に関する法律の一 部改正 (第百六十九条関係)

一事件に関する文書の閲覧等

1 利 害 関 係 人は、 裁 判 所 書記 官 12 対 Ļ 最 高 裁 判 所規 則 で定めるところによ り、 外 玉 倒 産 処 理 手 続 \mathcal{O} 承

認 援 助 に 関 す る法 律 平 成十二年 法 律第 百二十九号) 又は 民 事 訴 訟 法 \mathcal{O} 規 定 に 基づ きファ 1 ル に 記 録 さ

れ た 事 項 \mathcal{O} 閲 覧若 L < は 複写 又 は そ \mathcal{O} 内 容 \mathcal{O} 全部 若し Š は 部を 証 明 L た書 面 \mathcal{O} 交 付 若 l < は 電 磁 的 記

録 \mathcal{O} 提 供 \mathcal{O} 請 求 をすることが できるも \mathcal{O} とすること。 (第十三条第四 項 か 5 第 六 項 ま で 関 係

2 利 害 関 係 人 は 裁 判 所 書 記 官に 対 し、 最 高 裁 判 所規 則で定めるところにより、 事 件 に 関 す る 事 項 を 証

明 L た 書 面 \mathcal{O} 交付 又 は 電 磁 的 記 録 \mathcal{O} 提供 0 請求をすることができるものとすること。 (第十三条第七 項

関係)

一支障部分の閲覧等の制限

外 玉 倒 産処 理 手 続 \mathcal{O} 承 認 援 助に関する法律第十四条第 項 から第五項までの規定は、 同 法 又は民 事 訴 訟

法 \mathcal{O} 規 定 に基づ きファ 1 ル に記録された事 項につい て準 用するものとすること。 (第十 兀 条第六項 関 係

三 民事訴訟法の準用

特 別 \mathcal{O} 定 8 が あ る場 合を除 き、 承 認援 助 手 続 に関 し 7 は、 その 性 質 に反 L な 1 限 Ď, 民 事 訴 訟法 第 編

か ら第 匹 編 ま で 0) 規定を準 用するものとすること。 (第十五条関係

第十七 配偶者から O暴力の防 止 及び被害者 の保護等に関する法律の 部改正 (第百八十五条関 係

一 保護命令の申立てについての決定等

保 護 命 令 は 相手方に 対 パする電 子 決定書 の送達又は 相手 方が 出 頭 L た 口 頭弁論若 しくは 審 尋 r の 期 日 に お

け る言 渡 しによ つて、 その 効力を生ず るも \mathcal{O} とすること。 (第十五 条第 項 関 係

電磁 的 事 件 記 録 \mathcal{O} 閲覧等 及び 事件 に 関す Ź 事 項 \mathcal{O} 証 明

1 保 護 命令に関する手続について、 当事 者 は、 裁判所書記官に対し、 最高裁判 所規則で定めるところに

より、 電磁的 事件記録 の閲覧若しくは複写又はその内容の全部若しくは一部を証明した書面 「の交付若し

くは 電 磁的 記 録 の提供 の請求をすることができるものとすること。 (第十九条の二関係)

2 保護命令に関する手続について、 当事者は、 裁判所書記官に対し、 最高裁判所規則で定めるところに

より、 事件に 関する事項 を証 明 した書面 の交付又は電磁的 記録の提供の請求をすることができるものと

すること。(第十九条の三関係)

三 民事訴訟法の準用

特 莂 0 定め が ある場合を除き、 保護命令に関する手続に関 しては、 その性質に反しない限り、 民事 訴訟

法第一 編 か ら第四 編 ま での 規定 (同法第百三十二条の十三の規定を除く。 を準 用するものとすること。

(第二十一条関係)

第十八 特定 電 気 通 信 役務提供 者の損 害賠償責任 0 制限 及び) 発信: 1者情報(の開示に関する法律 ... つ ... 部改正 (第百

九十九条関係)

- 電 磁 的 事 件 記 録 \mathcal{O} 閲覧等 及び 事 件 に 関す る 事 項 \mathcal{O} 証 明
- 1 当事 者又 は 利 害関 係を疎 が明し、 た第三者 は 裁判 所書 記 官に対し、 最 高 裁判所規則で定めるところによ
- り、 電 磁的 事 件 記 録 の閲覧若しくは複写又はその内容の全部若しくは一 部を証 明 ĺ た書面 の交付若しく
- 2 は 当事 電 磁 的 者又は利害関係を疎明した第三者は、 記 録 の提供の請求をすることができるものとすること。(第十二条の二関係 裁判 所書記官に対し、 最高 裁判所規則で定めるところによ
- り、 発信者情 報開 示 命令事件に関する事項を証 明した書面 の交付又は電磁的 記録の提供の 請 求をするこ
- とができるものとすること。(第十二条の三関係)
- 二 電子情報処理組織による申立て等
- 1 発信 者情 報 開 示 命令事 件に関する裁判手続における申立て等については、 民事訴訟法第百三十二条の

+ 第百三十二条の 十一及び第百三十二条の十二 (第 項 第 号に係る部分を除く。 0 規 定を準 申す

るものとすること。(第十七条第一項関係)

2 発信 |者情| 報 開 示 命 令 事 件 に . 関 す る裁 判 手 続 に お *(* \ て **特定** 電 気通 信 役務 提 供 者 \mathcal{O} 損 害賠 償 責 任 \mathcal{O} 制 限 及

75 発 信 者 情 報 \mathcal{O} 開 示 に . 関 す る法 律 平 成 十三年 法 律 第百 三十七 号) そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 法 令 \mathcal{O} 規 定に 基づ き 裁 判 所

に 提 出 され た 書 面 等 申 <u>\forall \tag{\forall} \langle \langle \tag{\forall} \langle \langle \tag{\forall} \langle \langle \tag{\forall} \langle \tag{\forall} \langle \tag{\forall} \langle \tag{\forall} \langle \tag{\forall} \langle \tag{\foral</u> て 等 に 係 る書 面 等を除 く。 <u>・</u> 又 は 電 磁 的 記 録 を記 録 L た 記 録 媒 体 に 記 載 され

又は 記録・ されて **,** \ る事 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ ファ イル ^ \mathcal{O} 記録 に つい て は 民 事 訴 訟法 第百三十二条の十三 (第一号に

係る部分を除く。) 0 規 定を準用するものとすること。 (第十七条第二 「項関係)

第十九 会社更生法の一部改正 (第二百二条関係)

一 ファイル記録事項の閲覧等及び事件に関する事項の証明

1 利 害 関 係 人は、 裁判 所 書記官に . 対 最 高 裁 判 所 規 則 で定めるところにより、 会社更生 法 の規 定 に基

づきファ 1 ル に · 記 録 され た 事 項 \mathcal{O} 閲覧若 しくは複写又はその内 容 の全部若しく は 部 を証 明 L た 書 面 \mathcal{O}

交付若 しく は 電 磁 的 記 録 \mathcal{O} 提 供 \mathcal{O} 請 求をすることができるも のとすること。 (第 + 条 か 二 関 係

利害 関 係 人 は、 裁判 所 書 記 官 に 対 Ļ 最高 E裁判? 所規則で定めるところにより、 事 件 に . 関 する事項を証

2

明し た書 面 の交付又は 電 **心磁的記** 録の提供 の請求をすることができるものとすること。 (第十一 条の三 関

係)

二 支障部分の閲覧等の制限

更生法質 第十二 第 項 か 5 第五 項 ま で \mathcal{O} 規定 は、 同法 0 規定に基づきファイ ル に記 鼠録され、 た事 項に

ついて準用するものとすること。(第十二条第六項関係)

三 民事訴訟法の準用

特 別 \mathcal{O} 定め が ある場合を除き、 更生手続に関しては、 その性質に反しない限り、 民事訴訟法第 編 から

第四 編 ま での規定を準用するものとすること。 (第十三条関 係

四 事業等の譲渡

管財 人は、 会社更生法第四十六条第二項の規定により更生会社に係る事業等の譲渡をしようとする場合

に は、 あ らかじめ、 株主が 書 面に代えて電磁 的方法をもって当該 事 · 業 等 \mathcal{O} 譲渡 に . 対 す る反対 0 意思を管財

人に通知することができることとするときはその旨を公告し、 又は株主に 通知 L なけ ればならない ŧ のと

すること。(第四十六条第四項第三号関係)

五. 更生 計 画 認 可 前 12 更生手 続 が終了 Ĺ た場場 合 \mathcal{O} 納付され た金銭 0 取 扱

V

裁 判 所 は、 更生 計 画 認 可 \mathcal{O} 決 定 前 12 更 生 手 続 を作 が 終 了 Ĺ たときは 電子 配 当表 に . 基 づ 7 て 被 申 立 担 保 権者

生 会社 に 交付 す るものとすること。 (第 百 + 条 関 係

に

対す

る

配当

を

実施

Ļ

又

は

電

子

交付

計

算

書

成

L

て、

被

申

<u>\(\frac{1}{\text{V}} \)</u>

担

保

権

者

に弁済

金を交付

剰

余

金

一を更

六 映 像 等 \mathcal{O} 送受信 に ょ る通 話 \mathcal{O} 方法 に よる 関 係 人 集会

裁 判 所 は 相 当と認めるときは、 最 高 裁 判 所規 則 で定めるところにより、 裁判 所 並 び に管財 人、 更生会

社

届

出

をし

た更生債

権者等、

株主、

外国管財人及び更生会社

の事業の

更生の

ため

ĺŹ

債

務を負

担

L

又

は

担

保 を提供する者が ,映像, と音声 の送受信により相手 \mathcal{O} 状態を相 互に認 識 Ĺ ながら通話をすることができる方

法 によって、 関係 人集会の 期 日 に お け る手続を行うことができるものとすること。 その 期日 に 出 席 しない

でその 手 続に 関与した者は、 その 期 沿日に出京 席 したも のとみなすものとすること。 (第百十五 条 の二関係

七 管 財 人 \mathcal{O} 更 生 債 権者委員会に対す る報告 義 務

管財 人 は、 更生 債 権 者委員会に対 する報 告 書等 \mathcal{O} 提 出に代えて、 最高 裁 判 所規 則で定めるところに ょ り

更生 債 権者 委員会の 承諾を得て、 当該報告 書等に 記 記載すべ き事 ず項を電 磁的 方法 に より提供することがで

きるものとすること。この場合にお V > て、 管財 人は、 報告書等の提出をしたものとみなすものとすること。

(第百十九条第三項関係)

八 電子 更生 債 権 者表及 び 電 子更生担 保 権 者 表 0 作 成等

1 裁 判 所書 記 官 は、 届 出 が あ 0 た 更生債 権 等に 0 7 て、 最 高 裁 判所規 則で定めるところにより、 電 子 更

生債 権 岩表 及 び 電子更生担 1保権 者 表を作成しなけ ればならないものとすること。 (第百 几 十四四 条第 項

から第四項まで関係)

2 電子 更生債 権者表又は電子更生担保権者表の更正 の処分は、 最高裁判所規則で定めるところにより、

その旨をファ 1 ル に記録してしなければならないものとすること。 (第百四十四条第五項及び第六項関

係)

3 民 事 訴 訟法第七十一条第四項、 第五項及び第八項の規定は、 電子更生債権者表又は電子更生担保権者

表の 更正 の処分又はその 申立てを却下する処分及びこれらに対する異議の申立てについ て準 用するもの

とすること。(第百四十四条第七項関係)

第二十 人事訴訟法の一部改正 (第二百十九条関係)

参与員

音 者 声 家 \mathcal{O} 0 意 庭 送受信 見 裁 を聴 判 所 は、 12 1 ょ n 参与員を 最 同 時 高 に 裁 審 判 通 話 所 理 規 又 をすることができる方法によって、 は 則 で定めるところにより、 和 解 の試 みに立ち会わ せ 家庭 る場合に 裁 参与 判 所 お いて、 員 及 び 当 に審 事 理 相当と認めるときは、 者 双 又 は 方が 和 解 参 \mathcal{O} 与 試 貞 みに کے <u>\frac{1}{12}</u> \mathcal{O} 当 事 間 で

民事 訴 訟 法 \mathcal{O} 適 用 関 係

わ

せ、

当

該

期

日

に

お

け

る行為をさせることができるものとすること。

(第九条第

六

項

関

係

人事 訴 訟に関う する手続に お いては、 民事訴訟法第一 編第七章等の規定を適用するものとすること。 (第

十九条第二項関 係

三 事 実 0) 調

所 及び 裁 判 当 所 事 は、 者 双 相当と認めるときは、 方が音声 の送受信に 当事者 より 同 時 の意見を聴いて、 に通 話 をすることができる方法によって、 最高裁判 所規則で定めるところにより、 人事 訴 訟法 (平成 裁判

十五 審 問 年 期 法 律第 日 に 出 百 [九号) 頭しないでその手続に関与 第三十三条第 匹 項 \mathcal{O} L 審 た当事者は、 問 期 日 に おけ その る手続を行うことができるも 審問期日 日 に 出頭 したものとみなすものとす のとすること。そ

 \mathcal{O}

ること。(第三十三条第六項及び第七項関係)

四 家庭裁判所調査官による事実の調査

家 裁 判 所 調 査 官 は 事 実 \mathcal{O} 調 査 \mathcal{O} 結果 \mathcal{O} 書 面 に よる報告に代えて、 最高 裁 判 所規 則 で定めるところに

ょ り、 当 該 書 面 に 記 載すべ き事 項 を 電 子: 情 報 処 理 組 織 を使用してファイ ル に記 録する方法又は 当該 面 に

記 載すべき事 項に 係 る電 磁 的 記 録 を記録 L た記録媒体を提出する方法により報告を行うことができるもの

とすること。(第三十四条第五項関係)

五 事実調査部分の閲覧等

当事 者は、 訴訟記録中事 実の調査に係る部分のうち、 次に掲げるものについては、 裁判所の許可を得な

11 で、 裁判所書記官に対し、 訴訟記録 の閲覧等の請求をすることができるものとすること。 (第三十五条

第二項関係)

1 当該 当事 者が 提 出 した書面等 又は録音テープ若しくはビデオテープ(これらに準ずる方法により一 定

の事項を記録した物を含む。)

2

当該 当事 者が 人事 訴訟法その他 の法令の規定により電子情 報処理組織を使用してファイ ルに記録 した

事項

3 当該 当 事 者 が 提 出 L た 書 面 等 又 は 記 録 媒 体 12 記 載され、 又は 記 録され た事 項 を裁 判 所 記 官 が ファ

ルに記録した場合における当該事項

4 2 又 は 3 に 掲 げ る 事 項 12 0 1 て そ \mathcal{O} 内 容 を書 面 に 出 力し、 又はこれ を 他 \mathcal{O} 記 録 媒 体 に 記 録 する措 を

講 U た 場 合 \mathcal{O} 当 該 書 面 又 は 当該 記 録 媒 体

六 事実調査部分の安全管理措置等

1 裁 判 所 は 秘 匿 決 定が あ った場合にお V > て、 必要が あると認めるときは、 電 磁的 訴 訟記 録 のうち、 訴

訟 に 記 録 中 そ 事 0) 実 内 \mathcal{O} |容を 調 査 書 に係 面 る部 に出力し、 分中 秘匿 又は 事 項 れ 又は秘匿 を他 \mathcal{O} 記録媒: 事 ,項を推. 体に記 知することができる事 録するとともに、 当該. 項 が 部 記 分を電 録 され た部 磁 的 分 訴

訟記 録 カン 5 消 去する措 置 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 当該 部 分 の安全管理の た 8) ĺŹ 必 要 か 0 適切なものとして 最 高 裁 判 所 規

則 で定 8 る措 置を講ずることができるも \mathcal{O} とすること。 (第三十五条 の二第 項 舅 係

2 1 \mathcal{O} 規定 に よる 電 磁 的 訴 訟 記 録 か 5 消 去 す /る措| 置 が 講じ 5 れ た場合に に おい て、 その 後に 秘 匿 決定 を取

1)

消

す

裁

判

が

確定

したときその他

|裁判|

所

が

当該措置を講ずる必

要がなくなったと認めたときは

裁判

所

書記· 官は、 当該 部分をファイ ル に記録 しなけ ればならないものとすること。 (第三十五条の二第二項関

係)

第二十一 仲裁法の一部改正 (第二百二十七条関係)

裁 判 所 が 2行う手: 続 に係 る 電 磁 的 事 件 記 録 \mathcal{O} 閲覧等及び 事 件に . 関 す える事 項 \mathcal{O} 証

1

利

害

関係者

には

裁判

所

書

記

官に

対

最

高

裁

判

所規

則

で定めるところによ

り、

電

磁

的

事件

記

録

 \mathcal{O}

閲覧

明

若しくは複写又はその内 容の全部若しくは 部を証 明 した書面 の交付若しくは電 磁的記 録 \mathcal{O} 提 供 \mathcal{O} 請 求

をすることができるものとすること。(第十条関係)

2 利害 関係者は、 裁判所書記官に対し、 最高 裁判所規則で定めるところにより、 事 件に関する事項を証

明し た 書面 の交付又は 電 磁 的 記 録 の提 供 0 請 求をすることができるものとすること。 (第十一条関 係

一 裁判所が行う手続についての民事訴訟法の準用

特 別 0) 定め が あ る場合を除き、 仲 裁法 伞 -成十五 年 法 (律第百三十八号) の規定に より 裁 判 所が 行う手続

に . 関 L て は、 そ O性質に反し ない 限 ŋ, 民事 訴 訟法 第 編から第四 [編まで 0 規定を準用するものとするこ

と。(第十二条関係)

三 裁判所により実施する証拠調べ

1 仲 裁 廷又は当事 者は、 民 事 訴 訟法 の規定 による調 查 \mathcal{O} 嘱 託、 証 人尋 問 鑑定、 書証 (当事 者が・ 文書を

提出 してするもの を除く。)、 電 磁 的 記 録 に記 録 され た情 報 \mathcal{O} 内 容に 係 る証 拠 調 (当 事 者 が 電 磁 的 記

録を提 出してするも のを除く。) 及び検証 (当事 者 が 検 証 \mathcal{O} 目 的 を提 示してするものを除く。)で あ

0

て仲 裁廷が 必要と認めるものにつき、 裁判 所に対 その・ 実施を求 める申立てをすることができるもの

とすること。(第三十七条第一項関係)

2 裁判所書記官は、 1の申立てにより裁判 所が実施する証拠調べについて、 最高裁判所規則で定めると

ころにより、 電子調書を作成しなければならないものとすること。 (第三十七条第六項関係

第二十二 労働審判法の一部改正(第二百四十一条関係)

一 労働審判手続の期日等

1 裁 判 所書 記 官は、 労働. 審判手 続 \mathcal{O} 期 日について、 その経過 の要領をファイルに記録 しなけ ればならな

いものとすること。(第十四条第二項関係)

2 裁判 . 所書: 記官は、 労働. 審判官が 命じた場合には、 労働審 判手続 の期日について、 最高裁判所規 漁則で定

めるところにより、 電子 調書を作成しなければならない ものとすること。 (第十四条第三項 (関係)

二 証拠調べ

証 拠 調 ベ につい ては、 民 事訴訟法第百八十五条第三項等の 規定を準用するものとすること。 (第十七条

第二項関係)

三 労働審判

1 労働 審判 は、 最高 裁判所規則で定めるところにより、 電子 審判書を作成して行わなけ ればならないも

のとすること。 当該電子 審判書は、 当事者に送達しなければならないものとすること。(第二十条第三

項及び第四項関係)

2 電子 審判書の送達については、 民事訴訟法第一編第五章第四節 (第百四条、 第百九条の二第二項後段

及び 第四 款を除く。) 及び第二百五十五条第二項の規定を準用するものとすること。 (第二十条第五 項

関係)

3

裁 判 所は、 労 働 審 判法 (平成十六年法 律 第四十五号) 第二十条第六項 前段 \mathcal{O} 規定により 労働 審 判 が 行

わ れたときは、 裁判所書記官に、 その主文及び理由 の要旨を、 電子調 書に記録させなければ ならない ŧ

のとすること。 当該電子 調書は、 当事者に送付 しなけ ればならないものとすること。 (第二十条第七項

及び第八項関係)

四 費用の負担

労 働 審 判 事 件 に 関する る手 続 \mathcal{O} 費 用 0) 負 担 \mathcal{O} 申 立て は、 労働 審 判 事件が 終了した た 日 から十年以内

ればならないものとすること。(第二十五条第二項関係

五. 電 磁 的 事 件 記 録 0) , 閲覧等 及 び 労働 審 判事 件 に 関する事 項 0 証 明

1 当事 者及び利害関係を疎明した第三者 は、 裁判 所書記官に対し、 最高 裁判所規則で定めるところによ

り、 電 磁的 事 件 記 録 の閲覧若しくは複写又はその内容の全部若しくは一 部を証 明した書面の交付若しく

は 電 磁 的 記 録 の提供の請求をすることができるものとすること。 (第二十六条 の二関係

2 当事 者及び 利害関係を疎明 した第三者は、 裁判 所書記官に対し、 最高 裁判所 規則で定めるところによ

り、 労働 審 判 事 件に 関す ^る事 項 を証明した書面 の交付又は電磁的記録 \mathcal{O} 提供 の請求をすることができる

ものとすること。 (第二十六条の三関係)

六 電子情報処理組織による申立て等

1 労働 審判手続における申立て等については、 民 事 訴 :訟法第百三十二条の十から第百三十二条の十二ま

での規 定を準 用するものとすること。 (第二十八条 の 二 一第 項 関 係

2 労働 審 判 手 · 続 に お 1 て /労働 審 判法そ 0) 他 \mathcal{O} 法 令 0) 規定に 基づき裁 判 所に提出 出 「され た書 面 . 等 申 <u>\f\</u> 7

に係 る 書 面 等 を除る 又は 電 磁 的 記 録 を 記 録 L た 記 録 媒 体 に 記 載さ れ 又 は 記 録さ れ 7 1 る事 項 \mathcal{O} フ

ア 1 ル 0 記 録 に ついて は、 民事 訴訟法第百三十二条の十三の 規定を準用するものとすること。 (第二

の二第二項 〈関係〉

十八条

第二十三 破産法 \mathcal{O} 一部改正 (第二百四十九条関係)

ファイ ル 記 録 事 ·項 の 閲覧等及び事件に関する事 項の 証 明

1 利害関係 人は、 裁判所 書記官に対 Ļ 最高: 裁判 所規則で定めるところにより、 破産法 (平成十六年法

律第七十五 号) (T) 規定に基づきファイル 12 に記録され れ た事項 \mathcal{O} 閲覧若しくは複写又はその内 容の全部若し

くは 部を記 証 明 ĺ た書 面 の交付若しくは電 磁 的 記 録 \mathcal{O} 提供 の請求をすることができるものとすること。

第十 -一 条 の二関 係

2 利害 関係 人は、 裁判所 書記官に対 Ļ 最高: 裁判所規則で定めるところにより、 事 件に関する事項を証

明し た書 面 の交付又は 電 磁的 記 録の提供 の請求をすることができるものとすること。 (第十一 条の三 関

係)

二 支障部分の閲覧等の制限

破 産 法 第 十 二 条 第 項 カゝ 5 第五 項 Ĵ で \mathcal{O} 規 定 は、 同 法 \mathcal{O} 規定に基づきファ Ź ・ルに記る 録され た事 項 E

て準用するものとすること。(第十二条第六項関係)

三 民事訴訟法の準用

特 別 \mathcal{O} 定め が ある場合を除き、 破産手続等に関 しては、 その性質に反しない限り、 民事訴訟法第 編 カン

5 第四 編 まで の規定を準用するものとすること。 (第十三条関係

四 電子破産債権者表の作成等

1 裁 判 所 書 記 官は、 届 出 が あ 0 た破産債権について、 最高: 裁判所規則で定めるところにより、 電子破産

債 権 者 表を作 成し なけ れ ば なら な ζ`\ ものとすること。 第 百 十五 条 第 項 か ら第三項まで 関 係

2 してしなけ 電 子 破 産 ればならない 債 権 者 表 \mathcal{O} 更 正 ものとすること。 \mathcal{O} の処分は、 最 高 裁判 (第百十五 所規則で定めるところに ·条第四 |項及び第五 一項関 より、 係 その旨をファ イル に記録

3 民事 訴 訟法第七十一条第四項、 第五項 反 び 第 八 項 \bigcirc 規定 は、 電子 破 産 債権 者 表 \mathcal{O} 更正 0) 処分又はその

申 <u>\f\</u> 7 を却下する処分及びこれらに 対する異 議 \mathcal{O} 申 <u>\f}</u> てに つ **\ て準 甪 するも のとすること。 第 百 十五

条第六 項 係

裁

判

所

は、

相

当と認

めるときは、

最

高 裁

判

所規

則

で定め

るところに

よ

り、

裁

判

所

並

び

に

破

産

者

破

産

管

五. 映 像 等 \mathcal{O} 送受信 12 よる通 話 \mathcal{O} 方法 に による 般 調 査 期 日 又 は 債 権 者 集会 \mathcal{O} 期

H

財 人及び 届出をし た破産 債 権 者等が 映 像と音声 の送受信に ょ り 相 手 の状態 を相 互 に 認 識 L なが 5 通 話 をす

ることができる方法によって、 般 調 査期 日 又 は 債 権者集会の 期日 に お け る手続を行うことができるも

調 とすること。 査 期 又は その一 債 権 者集会の 般調 査 期日に出頭 期日又は 債 したものとみなすものとすること。 権者集会の 期 日 に出頭 しないでその 手続 (第百二十一 に関与した者は、 条の二及び第百三 その 般

+ - 六条 の二関 係

日

六 破 産 管 財 人 \mathcal{O} 債 権 者 委員会に対する報告 義 務

破 産 管 財 人 は 債 権 者委員会に対 する報 告 書等 \mathcal{O} 提 出 に代えて、 最高 裁 判 所 規 則で定めるところにより

債 権 者 委員会 の承諾を得て、 当該 報告書等に記載 すべ き事 項を電 磁的 方法により提供することができる

ものとすること。この場合において、 破産管財人は、 報告書等の提出をしたものとみなすものとすること。

(第百四十六条第三項関係)

七 配当等の実施

裁 判 所 は、 電 子 配当表に 基づい て配当を実施 又は電子交付 計算書を作成 して、 被申 <u>\frac{1}{12}</u> 担保権 に弁

済 金を交付 剰余金を破産管財人に交付するものとすること。 (第百. 九十一 条関 係

八 配当の方法等

破産管財人は、 配当をしたときは、その配当をした金額を記載 L た報告書を裁判所に提出しなければな

5 ない ものとすること。この場合においては、 裁判所書記官は、 最高裁判所規則で定めるところによ

当該報 告書に記載された金額を電子破産債権者表に記録しなければならないものとすること。 (第百九十

三条第三項関係)

第二十四 裁 判外 紛 争解決手続 \mathcal{O} 利用 の促進に関する法律 .. の <u>-</u> 部改正 (第二百七十四条関係

一 特定和解の執行決定

裁判外 紛争 解 決手続 の利用 の促進に関する法律 (平成十六年法律第百五 十一号)第二十八条第二項の書

面 に ついては、 これに記載すべき事 項を記録 した電 磁的 記録 の提出をもって、 当該 書 面 の提 出 に代えるこ

とができるも のとすること。 この場合に お 1 て、 当 該 電 磁 的 記 録を提出 L た申立 人は、 当該 書 面 を提 出

たものとみなすものとすること。(第二十八条第三項関係

電 磁 的 事 件 記 録 \mathcal{O} 閲覧等 及び事 件 に 関す Ź 事 項 \mathcal{O} 証 明

1 利 害 関 係 者 は 裁判 所 書記 官に 対 最 高 裁 判 所規 削 で定めるところにより、 電 磁 的 事 件 記 録 \mathcal{O} 閲 覧

若しくは複写又はその内 容の全部若しくは一部を証 明 した書面 の交付若しくは電 |磁的記 録 \mathcal{O} 提 供 \mathcal{O} 請求

をすることができるものとすること。(第三十二条関係)

2 利害 関係者は、 裁判所書記官に対し、 最高: 裁判 所規則で定めるところにより、 事件に関する事

明 た書面 の交付又は電磁的記 録 いの提供 の請求をすることができるものとすること。 (第三十三条関係

三 民事訴訟法の準用

特 別 \mathcal{O} 定め が あ る場合を除き、 執行決定の 手続 に関 しては、 その性質に反しない 限り、 民事 訴訟法 第

カン 5 第四 編 ま での 規定を準 用するものとすること。 (第三十四条関係

編

項を証

第二十五 会社法の一部改正 (第二百八十七条関係)

一 電子裁判書の送達

会社 法 平 成 十七年法律 第八十六号) 第七 編第三章 ·第三節 0 規定による電子 裁 判 書 の送達については、

民 事 訴 訟 法 第 編 第 五. 章 · 第 四 節 (第百四条を除 \mathcal{O} 規定 を準 甪 するものとすること。 (第八百八十三

条関係)

ファイ · ル 記 録 事 項の 閲覧等及び特別清算事件に関する事 項 \mathcal{O} 証 明

1 利害関係 人は、 裁判所書記官に 対 Ļ 最高: 裁判 所規則で定めるところにより、会社法第二編第九章第

|節若しくは第七編第三章第三節又は非訟事 件手続法 (平成二十三年法律第五 十一号)第二編 0 規定に

基づきファイルに記録された事項の閲覧若しくは複写又はその内容の全部若しくは一部を証 明 L た書面

の交付若しくは 電磁的記 録の提供の請求をすることができるものとすること。 (第八百八十六条 の 二 関

係)

2

事

項を証明

L

た書

面

の交付又は電

磁的

記

録の

提供

の請求をすることができるものとすること。

(第八百

利 害 関係 人は、 裁判所 書 記官に対 Ļ 最高: 裁判 所規則で定めるところにより、 特別清算 事 件 に 関 はする

八十六条の三関係)

三 支障部分の閲覧等の制限

法 第 八 百 八 + 七 条 第 項 カ 5 第 五. 項 ま での 規 定 は、 二1に掲 げ る 法 律 0 規 定に基づきファ イ ル に記

録 され た 事 項 に 0 1 7 準 用 する、 ŧ \mathcal{O} とすること。 (第八 百 八十七 条第六百 項 関

兀 会社 \mathcal{O} 財 産 に 関 す る保 全処 分に 0 V 7 \mathcal{O} 特 則

利害 関 係 人 は 裁判 所書 記官に 対 Ļ 最 高 裁 判 所規則で定めるところにより、 会社法第八百二十 ·五条第

六項 (同 法第 八百二十七条第二項に お 1 て準 用する場合を含む。) の報告 又は 計 算に関 しファ 1 ル に 記 録

され た事 項の閲覧若しくは複写又はその内容 の全部若しくは一部を証明) た 書 面 の交付若しくは電 磁的記

録 \mathcal{O} 提 供 0 請 求をすることができるものとすること。 (第九百六条の二 関 係

一 保全処分に関する記録事項の閲覧等

第二十六

般社

寸

法人及び一

般

財

寸

法

人に関する法律

 \mathcal{O}

部改正

(第三百二条関)

係

利 害 関 係 人 は 裁 判 所 書 記 官 に 対 Ĺ 最 高 裁判 所 規則で定めるところに より、 般 社 寸 法 人及び 般財

法 人に 関する法律 平 成十八年法 律第四十八号) 第二百六十二条第六項 \mathcal{O} 報告 又は計算に関 L ファ イル

寸

に · 記 録され た事 項 \mathcal{O} 閲覧若しくは複写又はその 内 容 の全部若 しくは 部 を証 明 L た書 面 の交付若しくは電

磁 的 記 録 \mathcal{O} 提 供 0 請 求をすることができるものとすること。 (第二百九十八条 の二関係

第二十七 信託法の一部改正 (第三百三条関係)

一 保全処分に関する記録事項の閲覧等

利 害 関 係 人 は、 裁判 所書 記 官に 対 Ļ 最 高 裁 判 所 規則で定めるところにより、 信 託 法 平 -成十八. 年 法 律

第百八号) 第百七十条第三項 の報告又は計 <u>算</u> に関 L ファ 1 ル に記録され た事 項 の閲覧若 しく は 複写 文はそ

 \mathcal{O} 内容 の全部若しくは 一部を証明し た書面 の交付若しくは電磁的 記録 の提供の請求をすることができるも

のとすること。(第百七十二条の二関係)

第二十八 非訟事件手続法の一部改正 (第三百四条関係)

一 手続費用に関する民事訴訟法の準用等

民 事 訴 訟法第七十一 条第二項の規定は、 手続費用 の負担につい て準用するものとすること。 (第二十八

条第一項関係)

一 電子調書の作成等

裁判 所書記官は、 非訟事: 件の手続 の期日について、 最高裁判所規則で定めるところにより、 電子 調 書を

作成しな け れ ば ならな 7 ŧ, のとすること。 ただし、 証 拠 調 ベ \mathcal{O} 期 日 以外 \mathcal{O} 期 日 に っつい て は 裁 判 長 に お

てその 必 要が な と認い めるときは、 その 経 過 \mathcal{O} 要領 をファイ ル に記 録することをもって、これに代えるこ

とができるものとすること。(第三十一条関係)

三 電子調書の更正

1 電 子 調 書 の内容に計算違 <u>い</u>、 誤 記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、 裁判 所書記 官 は

申立てにより又は職権で、 いつでも更正することができるものとすること。 (第三十一条の二第一 項 関

係)

- 2 L なけ 1 の規定による更正の処分は、 ればならない ものとすること。 最高裁判所規則で定めるところにより、 (第三十一 条の二第二項関 係 その旨をファイルに記録 して
- 3 て、 1 \mathcal{O} その 規定による更正 効力を生ずるものとすること。 の処分又は 1の申立てを却下する処分は、 (第三十一条の二第三項 相当と認める方法で告知することによ 関 係
- 4 1 0 規定による更正 の処分又は 1の申立てを却下する処分に対する異議の申立ては、 その告知を受け

た 日 か ら 一 週間 \mathcal{O} 不変期 間 内 に しなけ ればならないものとすること。 (第三十一条の二第四 項関係

四 事件記録の閲覧等

1 非電磁的事件記録の閲覧等

当 事 者 は 非 電 磁 的 事 件 記 録 中 当該当 事 者が 提 出 L た書 面 一等又は 録音テー プ等に つい 7 は 裁 判 所 \mathcal{O}

許 可 'を得, な で、 裁 判 所 書 記 官に 対 し、 その 閲覧若しくは 謄写、 その 正 本、 謄 本 若 しく は 抄 本 \mathcal{O} 交付

はそ 0) 複製を請求することができるものとすること。 2 (二2)又は3)に掲げる事 項につい てそ \mathcal{O} 内 容 を

面 に出 力し、 又はこれを他の記録媒体に 記録する措置を講じた場合の当該書 面 又は当該記録媒体

ても、同様とするものとすること。(第三十二条第五項関係)

2 電磁的事件記録の閲覧等

(-)当事 者 又 は 利害関係 を疎り 明 した第三者は、 裁判所の許可を得て、 裁 判 所書記官に対し、 最高 裁 判所

規 則で定めるところにより、 電 磁 的 事 件 記録 \mathcal{O} 閲覧若 しくは複写又は その内 容の 全部若しくは一 部を

証 明 L た 書 面 \mathcal{O} 交付若しく は 電 磁 的 記 録 \mathcal{O} 提 供 0 請求をすることができるものとすること。 (第三十

二条の二第一項から第三項まで及び第五項関係

に

書

又

 $(\underline{})$ 電 磁 的 事 件 記 録 中 次 12 掲 げ る事 ず項に係る る部分につい て は、 当 事 者 は 裁 判 所 \mathcal{O} 許 口 を 得 ない で、 裁

判 所 書 記 官 に 対 Ļ 電 磁 的 事 件 記 録 \mathcal{O} 閲 覧若 しくは複写 文は そ \mathcal{O} 内 容 \mathcal{O} 全 部 若 L Š は 部 を 証 明 L た

書 面 \mathcal{O} 交付 若 L < は 電 磁 的 記 録 \mathcal{O} 提 供 \mathcal{O} 請 求をすることが できるも \mathcal{O} とすること。 電 磁 的 事 件 記 録 中

(1)に 掲 げ る 事 項 に係 r. る 部 分に 0 1 て は 裁 判 を受け る者 が 当 該 裁 判 が あ 0 た後に 請 求 す る 場 合

同

(1) 電子裁判書に記録されている事項

様

とするも

のとすること。

(第三十二条

か 二

第

几

項

関

係

(2)当該 事 者 が 非 訟 事 件 手 続 法その 他 0 法令の規定により電子情報処理組織を使用してファイ ル に

記録した事項

(3)当該 当 事 者が 提 出 ľ た書 面等又は記 録媒体に記載され、 又は記録された事 項を裁判 所書記 官が フ

アイルに記録した場合における当該事項

五 非訟事件に関する事項の証明

1 当事 者 は 裁 判 所 書 記 官に 対 L 最 高 裁 判 所 規 則で定めるところによ り、 非 訟 事 件 に 関 す うる事 項 を証

明 た 書 面 の交付 又 は 電 磁 的 記 録 \mathcal{O} 提供 の請求をすることができるものとすること。 裁判、 を受ける者が

当該 裁 判が あ った後に請求する場合も、 同様とするものとすること。 (第三十二条の三第一 項関 係

2 利 害 関係 を疎 明 した第三者は、 裁 判 所 \mathcal{O} 許可 を得て、 1 の規定による請求をすることができるものと

すること。(第三十二条の三第二項及び第三項関係)

六 専門委員

裁判 所は、 相当と認めるときは、 当事者 の意見を聴いて、 最高: .裁判所規則で定めるところにより、 裁 判

所及び当事者双方が専門委員との間で音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、

専門委員に意見を述べさせることができるものとすること。 (第三十三条第四項関係)

七送達

送達については、 民事訴訟法第一 編第五章第四節の規定を準用するものとすること。 (第三十八条関係

八 電子情報処理組織による申立て等

1 び第百三十二条の十二(第一項第一 非 訟 事 件 \mathcal{O} 手 続 に お け る申立て等につい 号に係る部分を除く。 ては、 民事 訴訟法第百三十二条の十、 の規定を準用するものとすること。 第百三十二条の十一 (第四 及

十二条第一項関係)

2 非 訟 事 件 \mathcal{O} 手 続 に お 1 て非 訟 事 件手続法 その 他 の法令 の規定に基づき裁判 所 に 提出され た書 面 築 申

立て等 に係 る 書 面 等を除る 又は 電磁 的 記 録 を 記 録 L た 記 録 媒 体 に 記 載さ、 れ 又 は 記 録 され 7 る事

項 \mathcal{O} フ ア 1 ル \mathcal{O} 記 録 に 0 1 て は 民 事 訴 訟法第 百三十二条の 十 三 (第 号及び第三号に係る部 分を除

0) 規定 を準 用するものとすること。 (第四十二条第二項 関 係

九 申立ての方式等

民事 訴 訟法第百三十七条の二の規定は、 申立人が民事 訴訟費用等に関する法律の規定に従い 非訟事件の

申 立て の手数料を納付しない場合について準用するものとすること。 (第四十三条関係

十 音声の送受信による通話の方法による手続

裁判 所 は、 相当と認めるときは、 当事者 の意見を聴いて、 最高: 裁判 所規則で定めるところにより、 裁判

所 及び 当 事 者 双 方が音声 の送受信に より 同 時 に通話をすることができる方法によって、 非 訟 事 件 \mathcal{O} 手 · 続 の

期 日 に お け る手続 (証拠調べを除く。) を行うことができるものとすること。 (第四十七条第 項関係

十一 証拠調べ

非 訟 事 件の手続における 証 拠調べについては、 民事 訴訟法第百八十五条第三項等の 規定を準用するもの

とすること。(第五十三条第一項関係)

十二 終局決定の方式及び電子裁判書

終 局 決 定 は 電 子 裁 判 書 を作 成 L て L なけ れ ば なら ない ものとすること。 ただし、 即 時 抗 告をすること

が できな 決定につい て は、 最 高 裁 判 所規 則で定めるところにより、 主文、 当事 者及び 法定代 理 人 並 びに

裁 判 所を記録 L た電 磁的 記 録 を作成し、 又は 電子 ·調書に主文を記録することをもって、 電子裁判書 \mathcal{O} 作成

に代えることができるものとすること。(第五十七条関係)

十三 更正決定及び中間決定

更正 決定及び中 間決定は、 最高 裁判所規則で定めるところにより、 電子裁判書を作成してしなければな

5 ない ものとすること。 (第五十八条第二項及び第六十一条第二項関係

十四 和解

1 裁 判 所書 記 官が、 和 解 12 つい て電子調書を作成し、 これをファイル に 記録 したときは、 その記録 は、

確定 L た終局決定と同 0 効力を有するものとすること。 (第六十五条第二 項関係

2 1 0 規定によりファイルに記録された電子調書 は、 当事者に送付しなければならないものとすること。

(第六十五条第三項関係)

十五 和解に係る電子調書の更正決定

1 和 解 に係 る 電 子 調 書 に つきその 内 容に 計 <u>算</u> 違 V \ 誤記その 他これらに 類する明 白 「な誤り」 が あるときは

裁 判 所は、 申 立てにより又は職 権 で、 **,** , つでも更正決定をすることができるものとすること。 更 正 決

定は、 電子裁判書を作成してしなければならないものとすること。 (第六十五条の二第一項及び第二項

関係)

2 更正 決定及び1の申立てを不適法として却下した決定に対しては、 即時抗告をすることができるもの

とすること。(第六十五条の二第三項及び第四項関係)

十六 公示催告についての公告

公示 催 告に つい ての公告は、 非 訟 事 件手 続法第百 一条に規定する公示催告の内容について、 次の各号に

掲 げ る ١ ر ず 'n か の措置をとり、 か つ、 官報に掲載する方法によってするものとすること。 (第百二条第

項関係)

- 1 裁判所の掲示場に掲示すること。
- 2 裁判 所に 設置 した電子 計算機 の映像で 面 に表示したものの閲覧をすることができる状態に置くこと。

十七 事件の記録の閲覧等

1 申立 人及 び 権 利 の届 出 をした者又は権 利を争う旨の申述をした者その 他 \mathcal{O} 利 |害関 係 人は、 裁判 所書記

官に対し、 公示 催告 事 件又 人は除り 権 決定の 取 消しの 申立てに係る事件 \mathcal{O} 電 磁的 事 件 記 録 0 閲覧若しくは複

写又はその内容の全部若しくは一 部を証明し た書面 の交付若しくは電磁的記録 の提供を請求することが

できるものとすること。(第百十二条第一項関係)

2 1に規定する利害関係人は、五2の規定にかかわらず、 五1の規定による請求をすることができるも

のとすること。 (第百十二条第二項関係)

第二十九 家事事件手続法の一部改正 (第三百二十六条関係)

一 手続費用に関する民事訴訟法の準用等

民事 訴 訟法第七十一条第二項の規定は、 手続費用の負担について準用するものとすること。 (第三十一

条第一項関係)

二電子調書の更正

1 電 子 調 書 \mathcal{O} 内 容に計算違 V, 誤記その他これらに類する明白 な誤りがあるときは、 裁判 所書記 官は、

申立てにより又は職権 で、 *(* \ つでも更正することができるものとすること。 (第三十四条の三第 項 関

係)

2 1 0) 規定による更正の処分は、 最高裁判所規則で定めるところにより、 その旨をファイルに記録 して

L なけ ればならないものとすること。 (第三十四条の三第二項関係)

3 1 0 規定による更正の処分又は1の申立てを却下する処分は、 相当と認める方法で告知することによ

その効力を生ずるものとすること。(第三十四条の三第三項関係

4 1 の規定による更正の処分又は 1の申立てを却下する処分に対する異議の申立ては、 その告知を受け

た日 か ら 一 週間 の不変期間内にしなければならないものとすること。 (第三十四条の三第四 項関係)

三送達

送達については、 民事訴訟法第一 編第五章第四節 の規定を準用するものとすること。 (第三十六条関係

四 電子情報処

理

組

織

による申立て等

1 家 事 事 件 \mathcal{O} 手 続 に お け る申立て等につい ては、 民事 訴 訟法第百三十二条の十、 第百三十二条 \mathcal{O}

+

及

び第百三十二条の十二 (第 一 項 第 号に係 る部 分を除く。 \mathcal{O} 規定を準 用するものとすること。

十八条第一項関係

2 家 事 事 件 (家事 事 件 手 続法 別 表 第一に掲 げ る事 項につい て 0 審 判 事 件 (同 表に掲げ げ る事 項に つい て <u>,</u>

同 法第百六条第一 項に規定する審 判 前 \mathcal{O} 保 全処分の事 件を含む。)であ つて「 最 高 裁判 所規! 則で定め るも

のを除く。) の手 続におい て同法その他 の法令の規定に基づき裁判所に 提出された書 面等 (申立て等に

係る書面等を除く。 又は 電磁的 記録を記録した記 記録媒体 に記載され、 又は記 録されてい 、る事項 \mathcal{O} フ ア

1 ル 0 記録については、 民事訴 訟法第百三十二条の十三 (第一号及び第三号に係る部分を除く。 0

規定を準用するものとすること。(第三十八条第二項関係)

五 参与員

家 庭 裁 判 所 は 相当と認めるときは、 当事 ·者 の 意 見を聴 1 て、 最高: 裁 判 所規 則 で定めるところにより、

家 庭裁判所及び当事 者双方が参与員との間で音声の送受信により同時 に通話をすることができる方法によ

参与員に家事 審 判の 手続 \mathcal{O} 期日に立ち会わ せ、 当該期 日 におい ける行為を行わせることができるもの

とすること。 (第 四 Ŧ -条第三 項 関 係

六 家 審 判 \mathcal{O} 手 続等 に 係 る 電 子 調 書 \mathcal{O} 作 成

1 裁 判 所 書 記 官 は、 家事 審 判 \mathcal{O} 手 続 \mathcal{O} 期 日 につい て、 最 高 裁 判 所 規 則 で 定めるところにより、 電 子 調

を作 成 しない け れ ば ならない ものとすること。 ただし、 証 拠 調 べ \mathcal{O} 期 日 以 外の 期 日につい 7 は、 裁 判 長に

 \mathcal{O}

要領をファ

イルに記録することをもって、これに代

お

いてその必要がないと認めるときは、その経過

えることができるものとすること。(第四十六条関係

2 裁判 所書記官は、 家事 調停の手続等の期日に ついて、 最高裁判所規則で定めるところにより、 電子調

書を作成しなければならないものとすること。 この 限 いりで ない ŧ のとすること。 (第百十四 ただし、 一条第一項及び第二百五十三条関係 裁判長におい てその必要がな いと認めるときは

七 家事 審 判事 件 記 録 及び家 事 調停事 件 記 録 \mathcal{O} 閲 覧

1 非 電 磁 的 家 事 審 判 事 件 記 録 及び 非 電 磁 的 家事 調 停 事 件 記 録 0 閲 覧等

当 事 者は、 非 電 磁 的 家事 審判 事 件 -記録及 び非電磁的]家事 調 停 事件記 録 中当該当事 者が提出 た書 面 等

又は 録音テー プ等に つい ては、 家庭 裁判 所 \mathcal{O} 許 可 を得ないで、 裁判 所 書記官 に対し、 その 閲覧若しくは

謄写、 その 正 本、 謄 本 若 L Š は 抄 本 \mathcal{O} 交付 又は そ \mathcal{O} 複 製を 請 求することができるも のとすること。 2 (<u>__</u>)

(2) 若 L < は (3)又 え (三) (3)若 L < は (4)に 掲 げ る 事 項 に 0 1 てそ 0) 内 容 を 書 面 に出 力 し、 又 は れ を他 記 録

媒体 に 記 録 す る措 置 を 講 じ た 場 合 \mathcal{O} 当 該 書 面 又 は 当 該 記 録 媒 体 に 0 1 7 Ŕ 同 様とするも \mathcal{O} とすること。

第 匹 十七 条 第六 項 及び 第二百 五. + 兀 条 第 兀 項 関 係

2 電 磁 的 家 事 審 判 事 件 記 録 及 び 電 磁 的 家 事 調 停 事 件 記 録 \mathcal{O} 閲 覧等

(--)当 事 者 又 は 利 害 関 係 を 疎 明 L た第三 者 は、 家庭 裁 判 所 \mathcal{O} 許 可を得て、 裁判 所書 記官に 対 最 高 裁

判 は 所 複写又はその内容 規則 で定めるところに 0 全部若しくは ょ り、 電磁的 部 を証 家事 明 審 L 判 事 た書面 件 記 録 の交付若しく 及び電 磁 的 家事 は 電 磁 調 的 停 事 記 件 録 記 0 提 録 供 \mathcal{O} 閲覧若 \mathcal{O} 請 求 をす

ることができるも のとすること。 (第四 十七 条 の 二 第 項 か 5 第三項 まで及び第五 項並 び に 第二百五

+ 匹 条の二 第一 項 か 5 第三項 べまで、 第 五. 項 及び 第六 項 関 係

(___) 得な 電 ĺ١ 磁 節 で、 家 裁判 事 審 所 判 書 事 記 件 官に 記 録 対 中 次に 掲 電磁: げ 的 る 家事 事 項 審 に 判 係 事 る 件記 部 分に 録 \mathcal{O} つ 7 閲覧若 て は、 L 当事 くは複写又はその内 者 は、 家 庭 裁 判 容 所 0 \mathcal{O} 全部若 許 可 を

しく は一 部 を証 明 L た 書 面 の交付若しくは 電 磁的 記 録 の提 供 の請 求をすることができるものとするこ

電 磁 的 家 事 審 判 事 件 記 録 中 (1)に掲 げ る事 項 に 係 る部 分に 0 1 て は 審判 を受ける者 が 当 該 審 判 が

あ 0 た後 に 請 求す る場 合 ŧ, 同 様 とす るものとすること。 第 几 + 七 条 のニー 第 辺 項 関 係

- (1) 電子 審 判 書 又 は 電 子 決定 書 に 記 録 さ れ 7 1 る 事 項
- (2)当 該 当 事 者 が 家 事 事 件 手 続 法 そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 法 令 \mathcal{O} 規定に ょ ŋ 電 子 情 報 処 理 組 織 を 使用 てファ 1

ル

に

記録した事項

(3)当該 事 者が 提 出 L た書 面等又は 記録媒体に記載され、 又は記録された事項がファイ ル 12 記 録さ

れた場合における当該事項

 (\equiv) 電 磁 的 家 事 調 停 事 件 記 録中: 次に掲げる事項に係る部分については、 当事 者は、 家庭 裁 判 所 \mathcal{O} 許 可を

得な いで、 裁 判 所 書 記官に 対 電磁 的 家事 調 停事 件 記 録 \mathcal{O} 閲覧若 しくは複写又はその 内 容 \mathcal{O} 全部若

しく は 一 部 を証 明 ĺ た 書 面 の交付 苦しく は 電 磁的 記 録 \mathcal{O} 提 供 \mathcal{O} 請求をすることができるものとするこ

と。(第二百五十四条の二第四項関係)

① 電子審判書又は電子決定書に記録されている事項

- (2)₽ 調停 \mathcal{O} とし に て お 事 7 7 件 成立 が 終 L 了 た合意を記 し た旨を記 録 録 し、 L た 電 又は 子 調 調 に 停をし 書 に 記 ない 録 され ものとして、 て 7 る 事 項 若しく は 調 停 が , 成立 ない

記録した事項

(3)

当

該

当

事

者

が

家

事

事

件

手

続

法

そ

 \mathcal{O}

他

 \mathcal{O}

法

令

 \mathcal{O}

規

定

に

ょ

ŋ

電

子

情

報

処理

組

織

を使

用

てファ

1

ル

に

(4)当 該 当 事 者 が 提 出 た 書 面 等 又 は 記 録媒 体 に 記載さ れ、 又は記録 録された た事 ·項 が ファ イル に 記 録さ

れた場合における当該事項

八 家事 審 判 事 件 及び 家事 調 停事 件 に 関 はする事 項 \mathcal{O} 証 明

1 当 事 者は、 裁判 所 書記 官に対 最 高 裁 判所規則で定めるところにより、 家事 審判 事 件及び家事 調停

事 华 に 関する対 事 項を 証 明 した書 面 \mathcal{O} 交付 又は 電 磁的 記 録 \mathcal{O} 提 供 0 請 求 をすることができるものとするこ

審 判を受け る者 Lが当 該 審 判 が あ 0 た 後に請 求 する場合も、 同 様とするものとすること。 (第 四

条の三第一項及び第二百五十四条の三第一項関係)

2 利 害 関 係 を 疎 明 L た第三 者 は、 家 庭 裁 判 所 \mathcal{O} 許 可 を得て、 裁 判 所書 記 官に 対 Ļ 1 \mathcal{O} 規 定に ょ る 請求

をすることができるものとすること。 (第 四 十七条の三第二項及び第三 一項並 びに第二百 五. + -四条 か 三 一第

二項及び第三項関係)

九 申立ての方式等

民 事 訴 訟 法 第 百三十七 条 の 二 の 規定 は、 申 立 人が 民 事 訴 訟費用等に関 す る法 律 0 規定に従 V 家事 審判:

 \mathcal{O} 申 立 て \mathcal{O} 手 数料を納 付 L な 1 場 合 に つい て 準 用するものとすること。 (第 四 干 九 条等関 係

十 音声の送受信による通話の方法による手続

家庭 裁 判所 は 相当と認めるときは、 当 事 者の 意見を聴 いて、 最高裁判 所規則で定めるところにより、

家庭裁判所及び当事 者双方が音声の送受信に より 同 時 に通話をすることができる方法によって、 家事 審判

等 の手 続 \mathcal{O} 期 日 に おける手続 証 拠 調べを除く。) を行うことができるものとすること。 (第五十四条第

一項等関係)

十一 家庭裁判所調査官等による事実の調査等

家庭 裁 判 所 調 査官等は、 事 実 \mathcal{O} 調 査 等 \mathcal{O} 結 果の 書 面 による報告に代えて、 最 高 裁 判 所規 則で定めるとこ

ろによ り、 当 該 書 面 に記 載すべ き事 項を電 子 情報? 処 理 組 織 を使用してファイルに 記録する方法又は当該書

面 に記載すべ き事項に係る電 磁的 記 録を記録 L た記 録媒体を提出する方法により報告を行うことができる

ものとすること。 (第五十八条第 五. 項及び第六十条第二 項等関係

家庭 裁 判 所調 査 宣等 \mathcal{O} 期 日 ^ の 立 会 1 築

裁 判 家 庭 所 規 裁 則で定めるところにより、 判 所 は 相当と認 8 るときは 家庭 当 事 裁 判 者 所及び当事 \mathcal{O} 意 見を聴 者双· 7 方が て、 家 家事 庭 裁 審 判 判 等 所 調 0 手 査 続 官等 \mathcal{O} 期 0) 日 間 に で お 音 1 声 \mathcal{O} 送受 最高

通話をすることができる方法によって、 家庭裁

判

所 調

査

官

等に家

事

審

判

等

 \mathcal{O}

手

続

 \mathcal{O} 期

日に

کے

<u>\f</u> ち会わせ、 当該 期 日において意見を述べさせることができるものとすること。 (第 五 十九条第三項及び

第六十条第二項等関係

信

に

ょ

り

同

時

に

証拠 調

家事 審判等 の手 続におけ つる証拠 調 べについては、 民事 ,訴訟法第百八十五条第三項等の規定を準用するも

 \mathcal{O} とすること。 (第六十四 条第 項等関係

十四四 審 判 の方式 及び 電 子審 判書

審 判 は 最 高 裁 判 所規則で定めるところに より、 電子 審 判書を作成して しなけ ればならない ものとする

こと。 ただし、 即時抗告をすることができない審判に ついては、 最高裁判所規則で定めるところにより、

主文、 当事 者及び 法定代理 人並 び に |裁判| 所を 記録 L た 電 磁的 記 録を作成し、 又は 電 子 調 書に 主文を記 ... 録 す

ることをもって、 電子 審 判 書 \mathcal{O} 作 成 に 代えることができるものとすること。 (第 七 十六 条等 関 係

十五 更正決定及び中間決定

更 正 決 定 及 び 中 間 決定 は、 最 高 裁 判所! 規 則 で定め るところにより、 電 子 決定書を作成 してし なけ れ ばな

5 な 7 ŧ のとすること。 (第七 + 七 条第二 項 及び 第八十条第 二項等関 係

十六 相続の承認及び放棄に関する審判事件

家庭 裁裁 判 所 は 限定 承認及びその 取消 L 並 び) に相: 続 の放棄及びその取 消 しの 申 述 \mathcal{O} 受理の審判をすると

きは、 最 高 裁判 所規則で定めるところにより、 その旨 \mathcal{O} 電磁的 記 録 がを作成れ Ļ ファ 1 ル に記 録 しなけ ĥ ば

ならな ものとすること。 この場合において、 当該審判は、 その記録をした時に、 その効力を生ずるもの

とすること。(第二百一条第七項関係)

十七 調停の成立及び効力

1 調 停 12 お 1 て当 事 者 間 に 合意が , 成立 Ļ 裁判 所 書 記官が、 その合意に つい て 電子 調書を作成 これ

をフ ア 1 ル に 記 録 したときは、 調 停 が 成立 したものとし、 その 記録 は、 確定判決 決 (家事 事 件 手 続法 別表

第二に掲げる事項にあっては、 確定した同法第三十九 条の規定による審判) と 同 0) 効力を有するもの

とすること。 (第二百六十八条第 項 関 係

2 1 0 規定によりファイ ル に記 録 され . た電 子 調書は、 当事者に送付しなければならないものとすること。

(第二 百六十八条第 五. 項 関 係

十八 調停 に係 る 電 子 調 書 \mathcal{O} 更 正 決定

調停に係る電子調書につきその内容に計算違い、 誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは

家庭裁判所は、 申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができるものとすること。更正決

定は、 電子決定書を作成してしなければならないものとすること。 (第二百六十九条第一項及び第二項関

係

十九 調停条項案の書面による受諾

1 当事 · 者 の 方が 出 頭することが 困難であると認められる場合において、 その当事 者が、 あら か じ 8 調停

委員会等から提示され た調停条項案を受諾する旨 0 書面を提出 Ļ 他 \mathcal{O} 当 事 者 が 家事 調 停 \mathcal{O} 手 続 \mathcal{O} 期日

に出頭して当該

調停条項案を受諾

したときは、

当事者間に合意が成立

したものとみなすものとすること。

(第二百七十条第一項関係)

2 当事 者双 方 が 出 頭 することが 困 難 であると認 8 5 れる場 合に お **\ て、 当事 者双 方が あら か じめ 調 停委

員会等 か 5 調 停 が 成 <u>\f</u> す べ き日 時 を定 8 て 提示。 さ れ た 調停 条項 案を受諾 する旨 \mathcal{O} 書 面 を提 出 Ļ そ \mathcal{O} 日

時が 経 過 た ときは、 そ \mathcal{O} 日 時 に、 当 事 者 間 に 合 意が 成 <u>\f\</u> L たも 0) とみ なすも のとすること。

七十条第二項関係)

- 調 査 及び 勧告の 事 件 に 関 する電 磁的事 件 記 録 \mathcal{O} 閲覧等及び事 項 \mathcal{O} 証 明

1 関係 人は、 調 査及び勧告をする家庭裁判 所の 許 可を得て、 裁判所書 記 官に対し、 最 高 裁 判 所規! 則 で定定

めるところにより、 調査及び勧告の事件 に 関する電磁的事件 記 録 の閲覧若しくは複写又はその内 容 \mathcal{O} 全

部若しくは 部を証 明し た書面 の交付若 しくは電 磁的 記録 の提供の の請求をすることができるものとする

こと。(第二百八十九条の三関係)

2 関係 人は、 調 査 及び 勧告をする家庭裁 判 所の 許 可を得て、 調査 及び 勧 告の事 件に 関する事 項を 証 明

た書 面 0 交付 又は電磁的 記録 の提供の請求をすることができるものとすること。 (第二百八十九条の 匹

関係)

玉 際 的 な子 (T) 奪 菆 \mathcal{O} 民 事上 \mathcal{O} 側 面に関する条約 の実施に関する法律 \mathcal{O} __ 部改正 (第三百四 十一 条関係

_

一 手続費用に関する民事訴訟法の準用等

民 事 訴 訟法 第七 + 条第二 項 \mathcal{O} 規 定 は、 手続費用 \mathcal{O} 負担に つい て準用するものとすること。 (第五: 十八

条第一項関係)

二 電子調書の作成等

裁判 所 書記: 官 は、 子の返還申立事件の手続の期日について、 最高裁判所規則で定めるところにより、 電

子 調書を作成 しなければならないものとすること。 ただし、 証 拠 調 べ 0) 期 日以外の期日につい 、ては、 裁判

長 にお いてその必要が ないと認めるときは、 その経過の要領をファイ ルに記録することをもって、これに

代えることができるものとすること。(第六十一条関係)

三 非電磁的事件記録の閲覧等

当事 者 は、 非 電 磁 的 事 件 記 録 中 当該当事 者 が 提 出 し た書 面 等 又は録音 テ ープ等につい ては、 裁判 所 の許

可を得ないで、 裁判 所書 記官に対し、 その 閲覧若 しくは謄写、 その正本、 謄本若 しくは抄本の交付 又は複

製 を請求することができるものとすること。 四2二又は三に掲げる事 項 に ついてその 内 容を 書 面 に 出 力し

又はこれ を 他 \mathcal{O} 記 録媒体 12 記 録 する措置 を 講 じた 場 合に お け る当 該 書 面 又は 当 該 記 録 媒 体 に 0 1 7

同様とするものとすること。(第六十二条第七項関係)

四 電磁的事件記録の閲覧等

1 当 事 者又 は 利 害 関 係 を 疎 明 L た 第三者 は、 裁 判 所 0 許 可 を得て、 裁 判 所書 記 官に 対 Ļ 最 高 裁 判 所 規

則で定めるところに より、 電 磁 的 事 件 記 録 \mathcal{O} 閲覧若しくは 複写又はその 内容 の全部若しくは 部 を 証 明

した 書 面 の交付若しくは 電 磁 的 記 録 \mathcal{O} 提 供 \mathcal{O} 請求をすることができるものとすること。 (第六十二条の

二第一項から第三項まで及び第五項関係)

2 電 磁 的 事 件 記 録中 次に · 掲げ Ź 事 項に係る部分に つい 、ては、 当事者は、 裁判 所 0 許 可を得な *(*) で、 裁 判

所 書 記 官に 対 電 磁 的 事 件 記 録 \mathcal{O} 閲覧 若 しくは 複写 又はその 内 容 の全部若しくは 部を 証 明 L た 書面

の交付 若しく は 電 磁 的 記 録 \mathcal{O} 提 供 \mathcal{O} 請 求をすることができるものとすること。 (第六十二条の二第四 項

関係)

電子裁判書に記録されている事項

(__) 当該当事者が 国際的 な子の奪 取の民事上の 側 面 に関する条約の実施に関する法律 (平成二十五年法

律第四 十八号) その 他 \mathcal{O} 法 令 \mathcal{O} 規定により 電子 ,情報処 理 組 織 を使用が してファ 1 ル に 記 録 L た 事 項

(三) 当該当 事 者が 提 出 L た書 面 等又は記 録 媒 然体に1 記 載され、 又は記録された事 項が ファ 1 ル に記 録 され

た場合における当該事項

五 子の返還申立事件に関する事項の証明

1 当事 者は、 裁判所書記官に対し、 最高 裁 判所規則で定めるところにより、 子の返還申立事 件 に関する

事 項を証明 づした書で 面の交付又は電磁的記録の提供の請求をすることができるものとすること。(第六十

二条の三第一項関係)

2 利害関係を疎明した第三者は、 裁判所の許可を得て、 1の規定による請求をすることができるものと

すること。(第六十二条の三第二項及び第三項関係)

六 送達

送達については、 民事訴訟法第一 編第五章第四節 の規定を準用するものとすること。 (第六十七条関係

七 電子情報処理組織による申立て等

1 子 \mathcal{O} 返 還 申 $\frac{1}{\sqrt{2}}$ 事 件 \mathcal{O} 手 続 12 お け る申立て等につい ては、 民 事 訴訟法第百三十二条の十、 第百三十二条

 \mathcal{O} + 及び 第百三十二条の + -(第 一 項 第 一号に係 る部分を除 < の規定を準 用するも のとすること。

(第六十九条第一項関係)

2 子 \mathcal{O} 返 還 申 立 事 件 \mathcal{O} 手 続 に お ** \ て 国 際的 な子 \mathcal{O} 奪 取 \mathcal{O} 民 事 上 \mathcal{O} 側 面 に 関する条約 0) 実施 に 関 す る法律

その 他 0 法 令 の規定に基づき裁判所に提出 された書面等 申 立て等に係 る書 面等を除く。) 又は 電 磁

記録を記録 した記録媒体に記載され、 又は記録されている事項のファイルへの 記録につい ては、 民 事 訴

訟法第百三十二条の十三(第一号及び第三号に係る部分を除く。) の規定を準 用するものとすること。

(第六十九条第二項関係)

八 申立ての方式等

民 事 訴 訟法第百三十七条の二の 規定は、 申立人が 民事 訴 の規定に従い 子の返還の

申 立 7 \mathcal{O} 手 数 料 を納付 しな 7 、場合に ついて準用するものとすること。 (第七十条関係)

九 音声の送受信による通話の方法による手続

的

家庭 裁 判 所 は 相当と認 めるときは、 当事 ·者 の 意見を聴 ١ ر て、 最高 裁 判 所規 則 で定めるところによ

家 庭 裁 判 所 及 び 当 事 者 双 方 が 音声 \mathcal{O} 送受信 に ょ Ŋ 同 時 に 通 話 をすることができる方法に よって、 子 \mathcal{O} 返 還

申 立 事 件 \mathcal{O} 手 続 \mathcal{O} 期 日 に お け る手 続 (証 拠 調 ベ を除 <_ を行うことができるものとすること。 (第七 $ar{+}$

五. 条 第 項 係

+ 家庭 裁 判 所 調 査 官等 に ょ る 事 実 \mathcal{O} 調 査等

家 庭 裁 判 前 調 査 官 等 は 事 実 \mathcal{O} 調 査 等 \mathcal{O} 結 果の 書 面 に よる報告に代えて、 最 高 裁 判 所 規則で定めるとこ

ろによ 当該 書 面 に 記 |載す Ž き事 項を電子 情報処 理 組 織 を使用してファイル に · 記 録する方法又は 当該

面 に記 載すべ き事 項に係る電 (第七十九条第五 一磁的 記 項及び第八十一 録 を記 録 L た記 条第二項関係 録媒体を提出する方法により報告を行うことができる

十 一 家庭 裁 判 所 調 査 官 等 \dot{O} 期 日 への立会 箬

t

のとすること。

家庭 裁 判 所 は、 相当と認 めるときは、 当事 者の 意見を聴 7 て、 子の 返 還 申 立 事 件 \mathcal{O} 手 続 \mathcal{O} 期 日 に お 7 7

最 高 裁 判 所 規 削で 定めるところにより、 家 庭 裁 判 所及 び 当事 者双方が 家 庭 裁裁 判 所 調 查 官等 نح \mathcal{O} 間 で 音声

送受信により 同 時 に 通話をすることができる方法によって、 家庭裁判 所調 査 官等に子 0 返還 申立 事 件の

 \mathcal{O}

手 続 \mathcal{O} 期日に立ち会わせ、 当該期 日 にお 1 て意見を述べさせることができるものとすること。 (第八十条

第三項及び第八十一条第二項関係)

十二 証拠調べ

子 \mathcal{O} 返 還 申 立 事 件 \mathcal{O} 手 続 に お け る 証 拠 調 ベ につい ては、 民事 訴訟法第百八十五条第三項等 \dot{O} 規定を準用

するものとすること。(第八十六条第一項関係)

十三 終局決定の方式及び電子裁判書

終局決定は、 電子 裁判書、 を作成してしなければならないものとすること。 (第九十四条関係)

十四 更正決定及び中間決定

更正 決定及び中 間決定は、 最高 裁判所規則で定めるところにより、 電子裁判書を作成してしなければな

5 ない ものとすること。 (第九十五条第二項及び第九十七条第二項関係

十五 和解

1

裁 判 所書 記 官が、 玉 際 的 な子 \mathcal{O} 奪 取 \mathcal{O} 民 事 上 \mathcal{O} 側 面 に関 す うる条約 \mathcal{O} 実 施 に関 する法律第 百 条第三項各

号に掲げる事項につい ての 和解 に つ 7 て 電 子調書を作成し、 これをファ イル に 記 録 したときは、 その 記

録 は、 当該各号に定める裁判と同 *(*) 効力を有するものとすること。 (第百条第三項 (関係)

2 1 \mathcal{O} 規定 に より クファ 1 ル に 記 録 され た 電 子 調 書 は、 当事者に送付し な け ń ば な 5 な 1 Ð のとすること。

(第百条第四項関係)

3 1 \mathcal{O} 規定 に より ファ 1 ル に記 録 ざれ た電 子調 書 に 0 *(*) て は、 民事 訴 訟法第二百六十七 条の二の 規定を

準用するものとすること。 (第百条第五項関係)

十六 調 査 及び 勧告の 事件に 関 でする電影 磁 的 事 件 記 録 \mathcal{O} 閲 覧等及び 事 項 \mathcal{O} 証

1 関係 人は、 調査及び勧告をする家庭裁判 所の 許 可を得て、 裁判所書 記 官に対し、 最 高 裁 判 所規! 則

明

めるところにより、 調査及び勧告の 事 件 に 関する電磁的事件 記 録 の閲覧若しくは複写又はその内 容 \mathcal{O} 全

部若しくは 部を証 明し た書面 の交付若 しくは電 磁的 記 録 の提供 の請求をすることができるものとする

こと。(第百二十一条の三関係)

2 関係 人は、 調 査 及び 勧告をする家庭裁 判 所の 許 可を得て、 調査 及び 勧 告の事 件に 関する事 項を 証 明

た書 面 0 交付 又は電磁的 記 録 の提供の請求をすることができるものとすること。 (第百二十一 条 0 兀 関

係)

で定定

十七 電子調書の作成

裁 判 所 書記 官 は 出 玉 禁 止 命令 事 件及び国 際的 な子 \mathcal{O} 奪取 の民事 上 $\overline{\mathcal{O}}$ 側 面 に関 する条約 0 実 施 に 関 はする

法 律第百二十 九 条第 項 0 規定による申立てに係 る 事 件 \mathcal{O} 手 続 \mathcal{O} 期 日 に 0 ١ ر て、 最 高 裁 判 所 規 則 で定 め る

ところにより、 電 子 調 書を 作 成 L な け れ ば ならな 1 ものとすること。 ただし、 裁 判長にお *(*) てその 必

要が

な いと認めるときは、 この 限りでないものとすること。 (第百三十条関係

十八 子の返還の強制執行

1 玉 際 的 な子 の奪 取 の 民 事 上の側 面に関する条約の実施に関する法律第百三十四条第一項の 強 制 執 行は

確定した子 の返還を命ずる終局決定 (確定した子の返還を命ずる終局決定と同一の効力を有する もの

を含む。 の正本又は記録事項証明書に基づいて実施するものとすること。 (第百三十四条第二項関係

2 第一の二の規定は、 1 の 終局 決定の記 録 事 項証明書の執行裁判所への提出につい て準用するものとす

ること。(第百三十四条第三項関係)

十九 執行事件の記録の閲覧等

< は 子 抄 \mathcal{O} 返 本 還 \mathcal{O} 交付 \mathcal{O} 強 \mathcal{O} 制 執 請 求 行 に係 当 る事 該 事 件 件 \mathcal{O} \mathcal{O} 非 電 電 磁 磁 的 的 事 件 事 件 記 録 記 録 \mathcal{O} 閲 \mathcal{O} 覧若 閲覧、 しくは複写又 謄写若しく ハはそ 、は複製 \mathcal{O} 内 又はそ 容 \mathcal{O} 0 全 部 正 本、 若 しく 謄 本 は 若し 部

を 証 明 L た 書 面 \mathcal{O} 交付 若 L < は 電 磁 的 記 録 \mathcal{O} 提 供 \mathcal{O} 請 求 及 び 当 該 事 件 に 関 する 事 項 を 証 明 L た 書 面 \mathcal{O} 交付

又 は 電 磁 的 記 録 \mathcal{O} 提 供 \mathcal{O} 請 求 に 0 1 7 は、 玉 際 的 な 子 \mathcal{O} 奪 取 \mathcal{O} 民 事 上 \mathcal{O} 側 面 に 関 す Ź 条 約 \mathcal{O} 実 施 に 関 する

法 律第六 十 二 条 カン 5 第 六 十二条 の 三 ま で \mathcal{O} 規 定 を 潍 用 す Ź ŧ 0) とすること。 (第 百 兀 1十三条 関 係

消 費者 \mathcal{O} 財 産 的 被害 等 \mathcal{O} 集 寸 的 な回 復 \mathcal{O} ため 0) 民 事 \mathcal{O} 裁 判手 続 \mathcal{O} 特 例に関 はする法律 律 .. つ 部 改正 (第

三百五十六条関係)

簡易確定手続開始決定の方式

簡 確 定手 続開 始決定は、 消費者 の財産 的被害等の集団的 な回復のための民事の 裁判 手 続 \mathcal{O} 特例 に関 す

る法 律 平 成二十五年 法 律 第 九十六号) 第二十一 条各号に掲げる区分に応じ、 当該 各号に定め る事で 項を記

録 L た電 子決定 書を作る 成 Ĺ てしなけ ればならない ŧ のとすること。 (第二十一条関 係

一 電子届出消費者表の作成等

1 裁 判 所書 記 官は、 届 出 債 権 に 0 *(*) . て、 最高 裁判 所規 則で定めるところにより、 電子届 出 消費者 表を作

成しなけ れば ならない ものとすること。 (第 四 十 四条第 項 か 5 第三項まで 関係

2 電 子 届 出 消 費者 表 \mathcal{O} 更 正 の処分は、 最 高 裁 判 所 規 則で定め るところに より、 その 旨をフ ア 1 ル に 記録

7 なけ れ ば なら な 1 ŧ \mathcal{O} とすること。 (第 四 + 兀 [条第] 兀 項 及び 第 五. 項 関 係

3 民 事 訴 訟 法 第七 + 条第 兀 項、 第五 項 及 び 第 八 項 \mathcal{O} 規 定 は、 電 子届 出 消 費 者 表 \mathcal{O} 更 正 0) 処 分又 は その

申 立て を却下 する処分及びこれらに対する異議 0) 申 立てに つい て準 申す るものとすること。 (第四 + 应

条第六項関係)

三 簡易確定決定

1 簡 易 確 定決定は、 電子決定書を作成してしなければならないものとすること。 (第四十七条第三 一項関

係)

2 1 \mathcal{O} 電子 決定書は、 当事者に送達 しなけ ればならない ものとすること。 その送達は、 電子 決定書 に記

録され てい る 事 項を記述 載 L た書 面 で あ って 裁 判 所 書 記官 が 最 高 裁 判 所 規 則で定め る方法に ょ 5り当: 該 書 面

 \mathcal{O} 内 容 が . 当 該 電 子 決定書 E 記 録されて てい る 事 ず項と 同 一であることを証 明 L た ŧ \mathcal{O} \mathcal{O} 送達 又 は 民 事 訴 訟法

第 百 九条の二の規定による送達によってするものとすること。 (第四十 七条第五 項及び第六項関係

兀 個 別 費用を除 く簡 湯確· 定 手 続 \mathcal{O} 費 用 \mathcal{O} 負 担 及び 個 別 費

1 消 費 者 \mathcal{O} 財 産 的 被 害等 \mathcal{O} 集 寸 的 な 口 復 \mathcal{O} た 8 \mathcal{O} 民 事 \mathcal{O} 裁 判 手 続 \mathcal{O} 特 例 に 関 する法 律第 五. + 条第三項

用

 \mathcal{O}

負担

 \mathcal{O} 申 <u>\(\frac{1}{\text{L}} \)</u> ては 簡 易 確 定 手 続 に · 係 る 事 件 が 終 了 L た 日 カン 5 + 年 以 内 に L な け ħ ば なら な 1 ŧ のとすること。

(第五十一条第四項関係)

2 消 費 者 \mathcal{O} 財 産 的 被 害等 \mathcal{O} 集団 的 な 口 復 \mathcal{O} ため \mathcal{O} 民 事 \mathcal{O} 裁 判 手 続 \mathcal{O} 特 例 に関す る法 律第五 十二条第 項

 \mathcal{O} 申 立ては 簡 易 確 定 手 続 に係 る 事 件 が 終 了し た 日 (同 法 第五 十六条第 項 \mathcal{O} 規定により 訴 えの 提 起 がが

のとすること。(第五十二条第二項関係)

あ

ったものとみなされた場合には、

異

議

後

 \mathcal{O}

訴

訟が終了した日)

から十年以内に

しなければならない

五 民事訴訟法の準用

簡 易 確 定手 続 だっつい ては、 民事 訴 訟法第八十七条の二、 第百八十五条第三項等の 規定を準用するものと

すること。 (第五十三条関係)

六 簡易 確 定手 続 12 係 る電 磁 的 事 件 記 録 \mathcal{O} 閲 覧

簡易 確 定手 続 の当]事者及 CK 利害関係を疎 明 した第三者は、 裁判所書記官に対 Ļ 最高裁判 所規則で定め

るところにより、 電磁的 事 件記 録 \mathcal{O} 閲覧を請求することができるものとすること。 (第五: 十四条第二 一項 関

係)

第三十二 調停による 国 際的 な和解合意に関する国際連 合条約の実施に関する法律 \mathcal{O} 部改正 (第三百七 十四四

条関係)

電 磁 的 事 件 記 録 \mathcal{O} 閲覧等 及び 事 件 に 関す る 事 項 \mathcal{O} 証 明

1 利 害 関 係 者 は 裁判 所 書 記 官に 対 Ļ 最 高 裁 判 所規則 で定めるところにより、 電 磁 的 事 件 記 録 \mathcal{O} 閲 覧

若しくは複写又はその内容の全部若 しくは 部を証 明 L た書 面の交付若しくは電 磁的 記 録 \mathcal{O} 提 供 \mathcal{O} 請 求

をすることができるものとすること。(第八条関係)

2 利害関 係者は、 裁判所 書記官に対し、 最高: 裁判 所規則で定めるところにより、 事件に関する事項を証

明し た 書 面 \mathcal{O} 交付 又は電磁的記 録 の提供 の請求をすることができるものとすること。 (第九条関係

一 民事訴訟法の準用

特 別 \mathcal{O} 定め が あ る場合を除き、 執行 決定 0 手 続 に . 関 L しては、 その性質に反しない限り、 民事 訴訟法 第

編 カン 5 第四 編 ま での 規定を準 用するものとすること。 (第十条関係

第三十三 その他

電子情報 処 理 組 織 を用 \ \ て電磁的 記録を提出することを可能とすること、 事件記録を電磁的 記録化するこ

と等に伴う規定その他所要の規定を整備するものとすること。

第三十四 関係法律の整備

この 法 律 (T) 施行に伴い、 担保付社債信託法 (明治三十八年法律第五十二号) 等の関係法律の規定の整備を

するものとすること。

第三十五 経過措置

この法律の施行に伴う所要の経過措置を定めるものとすること。 (第二条等関係

第三十六 検討条項

この法律の施 行状況に関する検討規定を設けるものとすること。 (第三百八十九条関係)

第三十七 施行期日

この法律は、 原則として、 公布の日 から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行

するものとすること。(附則関係)